

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成26年6月23日
【事業年度】	第48期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）
【会社名】	株式会社はせがわ
【英訳名】	HASEGAWA CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 井上 健一
【本店の所在の場所】	福岡市博多区上川端町12番192号
【電話番号】	(092)263-7624
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 中村 和徳
【最寄りの連絡場所】	福岡市博多区上川端町12番192号
【電話番号】	(092)263-7624
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 中村 和徳
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第44期	第45期	第46期	第47期	第48期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
売上高 (千円)	19,970,517	20,480,140	20,704,226	20,794,714	-
経常利益 (千円)	1,210,396	1,466,180	1,725,850	1,762,243	-
当期純利益 (千円)	208,761	345,718	570,193	938,290	-
包括利益 (千円)	-	313,946	582,503	1,038,674	-
純資産額 (千円)	6,115,318	6,210,496	6,668,625	7,602,769	-
総資産額 (千円)	23,730,999	23,182,753	21,135,697	18,761,909	-
1株当たり純資産額 (円)	348.29	353.74	379.53	431.21	-
1株当たり当期純利益金額 (円)	11.87	19.76	32.59	53.54	-
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	32.55	53.33	-
自己資本比率 (%)	25.7	26.7	31.4	40.3	-
自己資本利益率 (%)	3.46	5.63	8.89	13.21	-
株価収益率 (倍)	20.6	13.8	11.8	9.4	-
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	973,940	1,855,597	2,405,186	1,071,192	-
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	682,868	257,267	731,047	729,166	-
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	841,229	1,332,111	3,214,611	2,818,215	-
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	2,678,788	3,454,314	3,375,925	2,358,090	-
従業員数 (名)	844	816	816	814	-
(外、平均臨時雇用者数)	(352)	(353)	(345)	(338)	(-)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第44期及び第45期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 当社は、平成25年9月1日付で、連結子会社である株式会社はせがわ美術工芸の発行済株式の70%を譲渡し、連結子会社が存在しなくなったため、第48期より連結財務諸表を作成しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第44期	第45期	第46期	第47期	第48期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
売上高 (千円)	19,143,271	20,417,810	20,664,227	20,027,201	21,637,023
経常利益 (千円)	1,327,267	1,444,785	1,762,834	1,783,216	2,608,271
当期純利益 (千円)	373,148	357,595	699,551	959,930	1,540,579
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	3,915,768	3,915,768	3,916,812	3,922,729	3,988,279
発行済株式総数 (千株)	18,014	18,014	18,020	18,054	18,398
純資産額 (千円)	5,747,466	5,854,536	6,442,024	7,397,808	8,928,079
総資産額 (千円)	23,000,999	22,649,920	20,819,564	18,281,735	17,722,117
1株当たり純資産額 (円)	327.27	333.39	366.58	419.52	495.79
1株当たり配当額 (円)	8.75	7.50	7.50	7.50	10.00
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(3.75)	(3.75)	(3.75)	(3.75)
1株当たり当期純利益金額 (円)	21.21	20.44	39.98	54.78	87.04
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	39.94	54.56	85.56
自己資本比率 (%)	24.9	25.8	30.8	40.2	50.0
自己資本利益率 (%)	6.69	6.19	11.42	13.94	19.00
株価収益率 (倍)	11.5	13.4	9.6	9.2	7.9
配当性向 (%)	41.2	36.7	18.8	13.7	11.5
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	-	-	-	-	2,243,584
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	-	-	-	-	504,594
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	-	-	-	-	2,471,610
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	-	-	-	-	2,406,860
従業員数 (名)	760	759	751	744	765
(外、平均臨時雇用者数)	(336)	(341)	(345)	(337)	(326)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第44期から第47期は連結財務諸表を作成しているため、持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

3 第44期及び第45期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 第48期における持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社の利益及び利益剰余金等からみて重要性が乏しいため、記載しておりません。

2【沿革】

年 月	事 業 内 容 の 変 遷
昭和4年9月	創業社長 長谷川才蔵が直方市古町に「長谷川仏具店」を創業し、仏壇仏具の販売を開始
昭和41年12月	社名を「株式会社長谷川仏壇店」とし、法人化する。
昭和45年9月	オリジナル金仏壇「明日香」の販売を開始
昭和51年4月	社名を「株式会社はせがわ」に商号変更
昭和51年5月	本部機能を福岡市博多区に移転
昭和53年4月	東京都千代田区神田に関東事務所を開設
昭和54年2月	関東地区1号店開店
昭和55年3月	仏壇の製造を行なう株式会社長谷川仏壇製作所及び寺院工事を行なう株式会社長谷川仏具工芸(現 株式会社はせがわ美術工芸)を当社の子会社とし、充実強化を図る。
昭和57年4月	仏壇仏具卸専門のはせがわ商事株式会社を子会社として設立
昭和57年11月	福岡県内で仏壇の製造を営む有限会社大川唐木佛壇製作所に資本参加し子会社とする。
昭和59年4月	子会社はせがわ商事株式会社を吸収合併
昭和59年5月	関東事務所を東京都中央区銀座に移転
昭和59年8月	本店を福岡市博多区に移転
昭和63年11月	福岡証券取引所に株式上場
平成6年9月	東海地区1号店開店
平成6年11月	大阪証券取引所市場第二部に株式上場
平成9年4月	墓石事業に本格参入
平成14年11月	仏壇製造子会社の株式会社長谷川仏壇製作所が同有限会社大川唐木佛壇製作所を吸収合併し、株式会社はせがわ仏壇工房に商号変更
平成16年5月	関東事務所を東京都文京区後楽に移転
平成16年7月	本店を福岡市博多区祇園町に移転し「福岡本社」とする。
平成16年7月	本社機能の一部を関東事務所に移転し「東京本社」とする。
平成19年1月	「お葬式のご相談・ご紹介サービス」を開始
平成19年3月	東京藝術大学に「お仏壇のはせがわ賞」を創設
平成19年10月	はせがわビル(福岡本社・福岡本店)を福岡市博多区上川端町に竣工
平成23年4月	株式会社はせがわ美術工芸が株式会社はせがわ仏壇工房を吸収合併
平成24年3月	東京証券取引所市場第二部に株式上場
平成24年5月	大阪証券取引所市場第二部上場廃止
平成25年3月	東京証券取引所市場第一部に株式上場
平成25年9月	株式会社はせがわ美術工芸の全株式の70%を譲渡し、関連会社へ移行

3【事業の内容】

当社は、主に宗教用具関連事業を行っております。

当社の100%子会社であった(株)はせがわ美術工芸は、発行済株式の70%を譲渡し、関連会社となりました。

当社の主な事業内容及び事業の種類別セグメントとの関連は次のとおりであります。

事業の種類	事業の内容
宗教用具関連事業	<p>< 仏壇仏具事業 > 東日本及び西日本地域に展開する直営店舗にて仏壇・仏具を小売販売しております。 また、全国の仏壇仏具販売店を対象に卸売販売も行っております。</p> <p>< 墓石事業 > 東日本及び西日本地域に展開する直営店舗・霊園管理事務所で墓石建立の受注・販売を行ない、直接当社の関連会社に発注するほか、専門スタッフが設計仕様に基づいて墓石の発注を行っております。 墓石の設置・組み立て工事は主に外注先が行っておりますが、その施工管理と引渡し、アフターフォローまで一括して行なうシステムを構築しております。 また、顧客の多様なニーズに応えるためには、墓石の建立場所である霊園を多く確保することが重要です。 当社では建墓権（お墓を建てる権利）を確保するために、優良な霊園や開園予定の霊園等に営業保証金を差し入れ、顧客のニーズに対応できる環境を整えております。なお、営業保証金は、墓石販売時に顧客から受領した永代使用料（墓地を使用する権利料）との相殺による回収、または建墓実績に応じて霊園管理者から返還されるものであります。</p> <p>< 寺社関連事業（納骨堂事業を含む） > 全国の寺院に対して寺院内陣工事の受注と寺院仏具の販売を行っております。 また、販売業務委託契約により全国の寺院が有する納骨堂の販売業務を受託するほか、墓地の区画整理や納骨堂の企画提案も行っております。</p> <p>< 葬祭事業（お葬式のご相談・ご紹介サービス） > お葬式・ご供養全般の相談業務や提携葬儀社の紹介サービスを、専門のアドバイザーが直営店舗・コールセンター（年中無休・24時間対応）を通じて、関東地域にて行っております。</p>

(注) 1 報告セグメントと上記事業の内容の関連は次のとおりです。

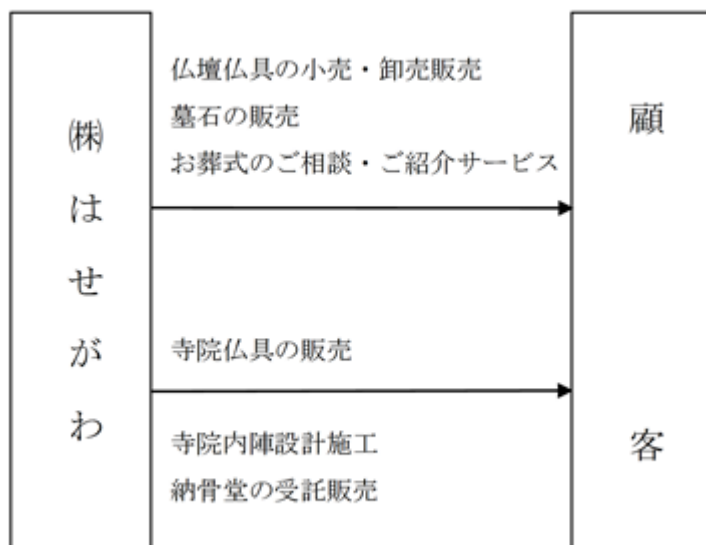
報告セグメントの種類	事業の内容
東日本	仏壇仏具事業（小売） 墓石事業 葬祭事業（お葬式のご相談・ご紹介サービス）
西日本	仏壇仏具事業（小売） 墓石事業
寺社関連	寺社関連事業（納骨堂事業を含む）
その他	仏壇仏具事業（卸売）

2 当社の企業集団等には次の関連会社(持分法非適用)があります。

会社名	事業の内容
(株)はせがわ美術工芸	寺院内陣設計施工
泉州恩慈諮詢服務有限公司	貿易等のコンサルタント
(株)ナイガイトレーディング	石材製品の販売及び輸入業、当社は墓石の仕入れ

なお、G.V.C. DEVELOPMENT COMPANY LIMITED（ベトナム社会主義共和国）については、売却を予定しており、財務及び営業又は事業の方針の決定に影響を与えることはできないため、同社を関連会社としておりません。

主な事業系統は、概ね次の図のとおりであります。



(注) 持分法非適用関連会社については記載を省略しております。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成26年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
765 (326)	41.1	12.0	4,850

セグメントの名称	従業員数(名)
東日本	478 (256)
西日本	152 (67)
寺社関連	39 (1)
その他	5 -
全社(共通)	91 (2)
合計	765 (326)

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3 従業員数欄の()内は外数であり、臨時従業員(パートタイマーを含み、派遣社員を除く。)の年間平均雇用人員であります。
4 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、はせがわ労働組合と称し、上部団体としてU Aゼンセン流通部門に加盟しております。
なお、当社の労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国の経済は、経済対策・金融政策により円安・株高が継続し、企業業績の回復が見られるなど明るい兆しはあるものの、中国をはじめとする新興国経済の減速懸念等、引き続き予断を許さない状況の中で推移いたしました。

宗教用具関連業界においては、近年の商品に関する節約志向・低価格志向に加え、生活様式や価値観の変化による購入商品の小型化・簡素化の傾向が継続していることなどから、厳しい環境で推移しております。

当社はこのような情勢のなか、仏壇仏具事業に関しては、投入商品の見直しに加え、消費税増税を控え、お客様の購買意欲が高まることを見込まれた1月から3月の期間においては積極的な販売促進活動を展開いたしました。

また、墓石事業に関しては、引き続きシェア拡大を目指し、墓石販売専門部署を中心に、ご来店のお客様へのアプローチを強化いたしました。

さらに、屋内墓苑（搬送式納骨堂）に関しては新規物件の開拓を進め、当事業年度に2物件の受託販売を開始いたしました。

これらの結果、売上高は過去最高の216億37百万円(前期比8.0%増)となりました。

また、営業利益は24億64百万円(前期比13.4%増)、経常利益は26億8百万円(前期比46.3%増)、当期純利益は15億40百万円(前期比60.5%増)となり、これらにつきましても過去最高益となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

当社は、宗教用具関連事業について、小売部門では地域別に戦略を立案し、東日本及び西日本に店舗を展開して事業活動を行っております。

東日本については、お盆の時期の台風や2月の記録的な大雪等、悪天候の影響等による伸び悩みもあったものの、消費税増税を控えたお客様の購買意欲が高まる時期に各種販促策を積極的に展開したことなどにより、通期としては仏壇・墓石ともに前期実績を上回る販売基数となり、売上高は161億75百万円となりました。

西日本についても、仏壇・墓石の売上高、基数ともに前期に比べ伸長し、特に墓石売上が好調だったこともあり、西日本地区全体の売上高は44億28百万円となりました。

寺社関連については、当事業年度に屋内墓苑（搬送式納骨堂）の新規物件として、「伝燈院 赤坂浄苑」（東京都港区）及び「駅前納骨堂 眞應殿」（神奈川県川崎市）の計2物件の受託販売を開始したことなどから、売上高は6億53百万円となりました。

その他関連事業におきましては、売上高は3億79百万円となりました。

なお、当社の報告セグメント別売上高は次のとおりであります。

【報告セグメント別売上高の構成比】

			当事業年度	
			金額 (百万円)	構成比 (%)
東 日 本	仏壇・仏具	店舗販売	8,574	39.6
		企業提携販売	2,103	9.7
	墓 石		5,497	25.4
	小 計		16,175	74.7
西 日 本	仏壇・仏具	店舗販売	2,966	13.7
		企業提携販売	409	1.9
	墓 石		1,052	4.9
	小 計		4,428	20.5
寺社関連			653	3.0
その他			379	1.8
合 計			21,637	100.0

(注) 前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。したがって、前事業年度の記載はしていません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末の現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、24億6百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

なお、当事業年度より連結財務諸表を作成していないため、前期比較を行なっておりません。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、22億43百万円となりました。

これは主に、売上債権の増加2億63百万円、法人税等の支払額8億47百万円などの減少要因があったものの、税引前当期純利益26億26百万円の計上に加え、減価償却費2億80百万円などの増加要因があったためであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は、5億4百万円となりました。

これは主に、有形固定資産の取得による支出1億68百万円の減少要因があったものの、墓石販売に伴う営業保証金(建墓権)の回収の純額2億73百万円(支出11億82百万円、回収14億56百万円)や定期預金の払戻しの純額2億40百万円などの増加要因があったためであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、24億71百万円となりました。

これは主に、短期及び長期借入金の純減少額23億11百万円、リース債務の返済による支出1億37百万円及び配当金の支払額1億31百万円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。したがって、前事業年度の記載はしていません。

(1) 生産実績

生産実績については、当社の業務形態上、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(2) 商品仕入実績

当事業年度の商品仕入実績は、次のとおりであります。

事業部門の名称	金額（千円）
宗教用具関連事業	7,667,487
計	7,667,487

- (注) 1 金額は、仕入価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

受注実績については、当社の業務形態上、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(4) 販売実績

当事業年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（千円）
東日本	16,175,567
西日本	4,428,842
寺社関連	653,294
その他	379,319
計	21,637,023

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

(1) 経営の基本方針

当社は、創業の精神である「信用本位」「感謝報恩」「よろこびのあきない」を基本理念と位置づけておりません。

この精神を原点に、宗教用具関連事業を通じて、精神文化の発展と心豊かな生活づくりに貢献し続けることを当社の使命と捉え、そのために必要なサービスや商品のきめ細やかな提供と、様々な価値観の変化を先取りした柔軟な提案を追求してまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社は、仏壇・墓石の販売を中心とする事業強化により、主にROA、売上高伸張率、自己資本比率を主要な経営指標の目標とし、各指標の向上を目指しております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社は、「仏壇仏具事業」「墓石事業」「寺社関連事業（屋内墓苑（搬送式納骨堂）事業を含む）」を宗教用具関連事業の中核と位置づけ、各事業別の顧客創造による相乗効果を図ってまいります。

今後はなお一層変化するお客様のニーズに対応した商品・サービスの提供とともに、価値観や生活スタイルの変化を先取りした新しいビジネスモデルの確立を目指してまいります。

(4) 会社の対処すべき課題

宗教用具関連業界を取り巻く環境は、生活様式や価値観の変化による購入商品の小型化・簡素化の傾向、さらにはそれに伴う単価下落の傾向などが継続しております。また、伝統的形式に縛られない「自分らしい」供養のあり方を求める声も高まっており、多様化するお客様のニーズへの対応が求められております。

墓石販売に関連する動きとしては、都市部への人口集中や高齢化などによりアクセスの良い霊園の需要が高まる一方、都市部を中心に霊園開発に関する規制の強化が進んでいることから、お客様のニーズを満たす霊園が不足しております。こうしたことから、霊園に代わる新たな遺骨収蔵施設として、屋内墓苑（搬送式納骨堂）が注目を集めつつあります。

また、心的ストレスの増大に伴い、心の平穏を取り戻すための商品やサービスへのニーズが一層高まっていると思われる現代の社会情勢には、精神的・心的側面の強い宗教用具という分野に携わってきた当社の強みを活かすことのできるビジネスの可能性が内在していると考えております。

今後、既存事業においては以下のことに取り組んでまいります。

仏壇仏具事業に関しては、既存店舗について立地、品揃え及び販促等を見直しながら、新規出店のための準備も進めてまいります。また、よりお客様のニーズに合った商品の企画・開発体制の確立に取り組んでまいります。

墓石事業に関しては、事業認知度向上への取組みを継続して行ない、シェア拡大を目指してまいります。

屋内墓苑（搬送式納骨堂）事業に関しては、既存物件の受託販売業務に注力しながら、新規物件の受託販売のための準備も並行して進めます。複数の物件の受託販売を同時に行なうことで、販促活動の効率化を図るとともに、「屋内墓苑（搬送式納骨堂）」というお墓のあり方を広く認知していただくことを目指してまいります。

また一方で、既存事業とは別に、当社が提案できる商品・サービスの機能をより広い定義で捉え、「心の平和と生きる力」を実現する商品・サービスを開発し、それを社会へ提案・提供していく「新たな心の産業の創出」にも注力してまいります。

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項については、当事業年度末現在において当社が判断したものです。

(1) 仏壇・墓石に関する意識の変化について

仏壇・墓石に関するお客様の嗜好は、生活様式や価値観の変化に伴って、低価格品へのシフトが一段と進んでおります。

品揃えの改善や商品開発によって対応を図っておりますが、このようなお客様の意識の変化が、当社の今後の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 優良な霊園・墓所の確保について

墓石売上確保のためには霊園を確保することが重要となりますが、お客様の要望は、より都心に近く立地の良い霊園を求める傾向が強くなっております。

しかし、地方自治体の霊園開発規制強化や開発業者と近隣住民とのトラブルなどにより、宗教法人による霊園の新規開発は従来に比べて困難な状況となっております。将来に向けて、優良な霊園や墓所が充分確保できない場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 霊園の建墓権取得について

優良な霊園・墓所の確保のために、当社は霊園開発計画の段階で、霊園開発の主体となる宗教法人に霊園の建墓権取得のための営業保証金を差入れております。

取得に当たっては、開発計画の頓挫や開園後の販売不振等の事業リスクの回避を充分検討した上で営業保証金の差入れを行っておりますが、霊園の経営は地方自治体の許可制であることから、開園の不許可や許可の取り消しが生じるなど、当初の想定外の事態が発生する可能性があります。その結果、営業保証金の一部又は全部の回収が困難と判断される場合には、貸倒引当金を計上するなど、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 屋内墓苑（搬送式納骨堂）販売物件の販売保証について

屋内墓苑（搬送式納骨堂）の販売は、販売業務委託契約により一定の期間ごとに販売金額を保証しており、販売金額が期間内の販売保証金額に満たない場合は、不足分を預託保証金として預託することとなり、当社の資金繰りに影響を及ぼす可能性があります。

(5) 有利子負債への依存について

当社の有利子負債依存度は減少しているものの、金利水準が変動した場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

区 分	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
総資産額 (百万円)	20,819	18,281	17,722
有利子負債合計 (百万円)	9,417	6,755	4,312
有利子負債依存度 (%)	45.2	37.0	24.3
売上高 (百万円)	20,664	20,027	21,637
営業利益 (百万円)	1,973	2,173	2,464
支払利息 (百万円)	211	148	92
支払利息/売上高 (%)	1.0	0.7	0.4

(6) 販売商品について

小売部門、卸売部門で販売する商品の大半は、中国などアジア各国からの輸入によるものであります。このため中国などアジア各国の政治情勢や経済環境変化などにより、影響を受ける可能性があります。

また、当社は、海外協力工場に対して長年に亘り技術指導や独自の検品体制の構築などに取り組み、高品質・適正価格の当社オリジナル商品の製造・販売を可能とすることで、他社への優位性構築に努めてまいりました。

商品調達先を分散させることによりリスク軽減に取り組んでおりますが、当社の品質基準に適合する商品を製造しうる工場を育成するにはある程度の年月を要するため、これらの工場が自然災害などにより短期間で甚大な被害を受けた場合には、価格・品質競争力のある商品の充分量の調達が困難となり、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(7) 原材料等について

当社の主要な取扱商品である仏壇に使用する木材や、墓石に使用する石材等の原材料等について、急激に価格が高騰し、あるいは一部の部材についての供給が滞り、代替材の調達先が確保できない場合には、商品の利益率の悪化や機会損失の発生により、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 顧客情報について

当社では、多くの顧客情報・個人情報を取り扱っております。

当社では、顧客情報・個人情報の取り扱いについての諸規程を整備するとともに、情報システムのセキュリティの確保等により、顧客情報・個人情報の漏洩を防ぐ対策を講じておりますが、不測の事態等により顧客情報・個人情報が外部に漏洩した場合、当社の社会的信用の低下や損害賠償請求の発生等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 店舗設備について

当社は、全国に113の直営小売店舗を展開しておりますが、相当年数を経過した店舗が多くあります。そのため、老朽化・陳腐化した店舗の改装投資や、経営効率の改善のための店舗移転等の店舗戦略による固定資産の除却損等の特別損失が発生する可能性があります。

(10) 店舗賃借物件への依存について

当社が展開する店舗の大部分が賃借物件であります。賃借期間は賃貸人との合意により更新いたしますが、賃貸人側の事由により賃借契約を解約される可能性があります。

また、賃貸人に対して保証金を差入れておりますが、倒産その他の賃貸人に生じた事由により一部回収不能になる可能性があります。

(11) 災害等による影響について

当社の主要な営業拠点及び商品流通拠点は、首都圏を中心とした関東地域に集中しているため、大規模な地震、台風といった自然災害などにより店舗設備や流通経路が被害を受けた場合には、商品の調達や販売に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 売上高の季節的変動について

当社の売上高は季節性が高く、お盆と秋のお彼岸を迎える第2四半期(7月から9月まで)と、春のお彼岸を迎える第4四半期(1月から3月まで)の売上高が他の四半期に比べて高くなる傾向があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

この財務諸表の作成にあたりましては、一定の会計基準の範囲内で見積りが行なわれている部分があり、これらについては過去の実績や現在の状況等を勘案し、合理的と考えられる見積り及び判断を行なっております。

なお、当社が財務諸表を作成するにあたり、採用した重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況」に記載しております。

(2) 当事業年度の財政状態の分析

当事業年度における総資産は前事業年度末に比べて5億59百万円減少し177億22百万円、負債合計は20億89百万円減少し87億94百万円、純資産は15億30百万円増加し89億28百万円となり、自己資本比率は50.0%となりました。

主な内容として、流動資産は、売掛金の増加等により、前事業年度末に比べ32百万円増加し、63億59百万円となりました。

固定資産は、関係会社株式の減少に加え、営業保証金（建墓権）の新規投資を控え回収に努めた結果、前事業年度末に比べ5億92百万円減少し、113億62百万円となりました。

流動負債は、1年以内返済予定の長期借入金の減少等により、前事業年度末に比べ66百万円減少し、59億44百万円となりました。

固定負債は、主に長期借入金、リース債務及び退職給付引当金等が減少したことにより、前事業年度末に比べ20億23百万円減少し、28億49百万円となりました。

純資産は、主に利益剰余金が増加したことにより、前事業年度末に比べ15億30百万円増加し、89億28百万円となりました。

(3) 当事業年度の経営成績の分析

当社は仏壇仏具事業に関しては、投入商品の見直しに加え、消費税増税を控え、お客様の購買意欲が高まることが見込まれた1月から3月の期間においては積極的な販売促進活動を展開いたしました。

また、墓石事業に関しては、引き続きシェア拡大を目指し、墓石販売専門部署を中心に、ご来店のお客様へのアプローチを強化いたしました。

さらに、屋内墓苑（搬送式納骨堂）に関しては新規物件の開拓を進め、当事業年度に2物件の受託販売を開始いたしました。

これらの結果、売上高は過去最高の216億37百万円(前期比8.0%増)となりました。

また、営業利益は24億64百万円(前期比13.4%増)、経常利益は26億8百万円(前期比46.3%増)、当期純利益は15億40百万円(前期比60.5%増)となり、これらにつきましても過去最高益となりました。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、前述の「4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(5) 戦略的現状と見通し

当社の戦略的現状と見通しにつきましては、前述の「3 対処すべき課題」の「(3)中長期的な会社の経営戦略」に記載のとおりであります。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の資金状況は、営業活動によるキャッシュ・フローでは、主に税引前当期純利益26億26百万円の計上に加え、減価償却費2億80百万円などの増加要因により、22億43百万円となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローでは、有形固定資産の取得による支出1億68百万円の減少要因があったものの、墓石販売に伴う営業保証金（建墓権）の回収の純額2億73百万円(支出11億82百万円、回収14億56百万円)や定期預金の払戻しの純額2億40百万円などの増加要因により、5億4百万円となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローでは、主に短期及び長期借入金の純減少額23億11百万円、リース債務の返済による支出1億37百万円及び配当金の支払額1億31百万円などにより、24億71百万円となりました。

以上の結果、当事業年度末の現金及び現金同等物は、24億6百万円となりました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において実施いたしました当社の設備投資の総額は1億90百万円であります。

その主なものは、既存店舗の改装等によるものが、東日本において1億16百万円、西日本において59百万円、寺社関連において6百万円であり、システム開発等によるものが7百万円であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数(名) 外[臨時雇用者]			
			建物、造作 及び構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計				
東京都	東日本	店舗設備	上高井戸店ほか19店舗 (杉並区ほか)	134,997	36,660 (54)	33,044	204,703	99 [54]		
神奈川県			戸塚店ほか23店舗 (横浜市戸塚区ほか)	135,143	-	13,431	148,574	115 [72]		
千葉県			木更津店ほか13店舗 (木更津市ほか)	84,730	-	16,717	101,448	78 [43]		
埼玉県			川口芝店ほか14店舗 (川口市ほか)	93,318	-	6,673	99,992	79 [42]		
茨城県			水戸店ほか3店舗 (水戸市ほか)	19,562	-	6,469	26,031	14 [13]		
栃木県			小山店ほか1店舗 (小山市ほか)	5,384	-	238	5,622	5 [5]		
群馬県			前橋店 (前橋市)	2,086	-	0	2,086	5 [2]		
山梨県			甲府店 (甲府市)	379	-	-	379	5 [3]		
愛知県			春日井店ほか3店舗 (春日井市ほか)	7,220	-	6,791	14,012	16 [10]		
岐阜県			可児店 (可児市)	2,944	-	152	3,096	7 [1]		
福岡県			西日本	店舗設備	福岡本店ほか17店舗 (福岡市博多区ほか)	400,366	932,431 (2,061)	43,087	1,375,884	98 [48]
大分県					南大分店ほか3店舗 (大分市ほか)	23,040	-	2,134	25,175	16 [8]
佐賀県	佐賀店ほか1店舗 (佐賀市ほか)	12,670			-	345	13,015	9 [6]		
山口県	下関店ほか2店舗 (下関市ほか)	683			-	152	836	11 [4]		
計(113店舗)			922,528	969,091 (2,116)	129,239	2,020,859	557 [311]			

- (注) 1 帳簿価額「その他」は、機械装置、什器備品であります。
2 現在休止中の主要な設備はありません。
3 上記のほか、主要な賃借及びリース設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	事業部門の名称	設備の内容	台数	リース期間	年間リース料 (千円)	リース契約 残高(千円)
本社ほか (福岡市博多区ほか)	宗教用具関連事業	コンピュータ 及び周辺機器	一式	4年間～ 5年間	63,490	117,892
		業務用車両	458台	3年間～ 5年間	85,867	132,785

3【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種 類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

【発行済株式】

種 類	事業年度末現在発行数(株) (平成26年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年6月23日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内 容
普通株式	18,398,376	18,405,376	東京証券取引所 市場第一部 福岡証券取引所	単元株式数100株
計	18,398,376	18,405,376	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、平成26年6月1日からこの有価証券報告書提出日までのストック・オプションによる新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成23年6月21日 定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	500(注)1	500(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,000(注)2	50,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり28,600(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日～ 平成28年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 348 資本組入額 174	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は、100株とする。

ただし、(注)2に定める株式の数の調整を行なった場合は、同様の調整を行なう。

2 新株予約権発行日（以下「発行日」という。）後に当社が株式分割又は株式併合を行なう場合には、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生じる1株未満の端数は切捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、発行日後に当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行ない本件新株予約権が承継される場合又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行なう場合には、当社は必要と認める目的たる株式の数の調整を行なうものとする。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行なう場合には、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、発行日後に当社が時価を下回る価額で、新株を発行又は自己株式の処分を行なう場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）には、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行なう場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行ない本件新株予約権が承継される場合又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行なう場合には、当社は必要と認める払込金額の調整を行なう。

4 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役及び監査役たる地位を失った場合に権利行使権を失効するものとする。

ただし、(3)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める特例の場合を除く。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めないものとする。

(3) その他の条件については、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。

平成23年6月21日 定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	450(注)1	450(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	45,000(注)2	45,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり28,600(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日～ 平成28年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 348 資本組入額 174	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数は、100株とする。
ただし、(注) 2 に定める株式の数の調整を行なった場合は、同様の調整を行なう。
- 2 新株予約権発行日（以下「発行日」という。）後に当社が株式分割又は株式併合を行なう場合には、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、発行日後に当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行ない本件新株予約権が承継される場合又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行なう場合には、当社は必要と認める目的たる株式の数の調整を行なうものとする。

- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行なう場合には、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、発行日後に当社が時価を下回る価額で、新株を発行又は自己株式の処分を行なう場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）には、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行なう場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行ない本件新株予約権が承継される場合又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行なう場合には、当社は必要と認める払込金額の調整を行なう。

- 4 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。
- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、使用人又は当社と契約を締結している取引先等(取引先及び顧問)であることを要する。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めないものとする。
- (3) その他の条件については、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。

平成24年 6 月21日 定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成26年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	1,770(注) 1	1,700(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	177,000(注) 2	170,000(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり35,500(注) 3	同左
新株予約権の行使期間	平成24年 7 月 1 日 ~ 平成29年 6 月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 413 資本組入額 207	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は、100株とする。
ただし、(注)2に定める株式の数の調整を行なった場合は、同様の調整を行なう。
- 2 新株予約権発行日(以下「発行日」という。)後に当社が株式分割又は株式併合を行なう場合には、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生じる1株未満の端数は切捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、発行日後に当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行ない本件新株予約権が承継される場合又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行なう場合には、当社は必要と認める目的たる株式の数の調整を行なうものとする。

- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行なう場合には、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、発行日後に当社が時価を下回る価額で、新株を発行又は自己株式の処分を行なう場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)には、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行なう場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行ない本件新株予約権が承継される場合又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行なう場合には、当社は必要と認める払込金額の調整を行なう。

- 4 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。
- (1) 新株予約権者は、当社の取締役及び監査役たる地位を失った場合に権利行使権を失効するものとする。
ただし、(3)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める特例の場合を除く。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めないものとする。
- (3) その他の条件については、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。

平成24年6月21日 定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	200(注)1	200(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000(注)2	20,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり35,500(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成24年7月1日～ 平成29年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 413 資本組入額 207	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数は、100株とする。
ただし、(注) 2 に定める株式の数の調整を行なった場合は、同様の調整を行なう。
- 2 新株予約権発行日（以下「発行日」という。）後に当社が株式分割又は株式併合を行なう場合には、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、発行日後に当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行ない本件新株予約権が承継される場合又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行なう場合には、当社は必要と認める目的たる株式の数の調整を行なうものとする。

- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行なう場合には、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、発行日後に当社が時価を下回る価額で、新株を発行又は自己株式の処分を行なう場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）には、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行なう場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行ない本件新株予約権が承継される場合又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行なう場合には、当社は必要と認める払込金額の調整を行なう。

- 4 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。
- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、使用人又は当社と契約を締結している取引先等(取引先及び顧問)であることを要する。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めないものとする。
- (3) その他の条件については、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。

平成25年 6 月20日 定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成26年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	3,300(注) 1	3,300(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	330,000(注) 2	330,000(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり62,300(注) 3	同左
新株予約権の行使期間	平成25年 7 月 1 日 ~ 平成30年 6 月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 749 資本組入額 375	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数は、100株とする。
ただし、(注) 2 に定める株式の数の調整を行なった場合は、同様の調整を行なう。
- 2 新株予約権発行日（以下「発行日」という。）後に当社が株式分割又は株式併合を行なう場合には、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、発行日後に当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行ない本件新株予約権が承継される場合又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行なう場合には、当社は必要と認める目的たる株式の数の調整を行なうものとする。

- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行なう場合には、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、発行日後に当社が時価を下回る価額で、新株を発行又は自己株式の処分を行なう場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）には、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行なう場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行ない本件新株予約権が承継される場合又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行なう場合には、当社は必要と認める払込金額の調整を行なう。

- 4 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。
- (1) 新株予約権者は、当社の取締役及び監査役たる地位を失った場合に権利行使権を失効するものとする。
ただし、(3)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める特例の場合を除く。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めないものとする。
- (3) その他の条件については、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。

平成25年 6 月20日 定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成26年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	400(注) 1	400(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40,000(注) 2	40,000(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり62,300(注) 3	同左
新株予約権の行使期間	平成25年 7 月 1 日 ~ 平成30年 6 月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 749 資本組入額 375	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は、100株とする。
ただし、(注)2に定める株式の数の調整を行なった場合は、同様の調整を行なう。
- 2 新株予約権発行日(以下「発行日」という。)後に当社が株式分割又は株式併合を行なう場合には、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生じる1株未満の端数は切捨てるものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率
- また、発行日後に当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行ない本件新株予約権が承継される場合又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行なう場合には、当社は必要と認める目的たる株式の数の調整を行なうものとする。
- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行なう場合には、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、発行日後に当社が時価を下回る価額で、新株を発行又は自己株式の処分を行なう場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)には、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行なう場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行ない本件新株予約権が承継される場合又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行なう場合には、当社は必要と認める払込金額の調整を行なう。

- 4 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。
- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、使用人又は当社と契約を締結している取引先等(取引先及び顧問)であることを要する。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めないものとする。
 - (3) その他の条件については、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年 月 日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年7月1日～ 平成24年3月31日 (注)1	6,000	18,020,376	1,044	3,916,812	1,044	979,986
平成24年4月1日～ 平成25年3月31日 (注)1	34,000	18,054,376	5,916	3,922,729	5,916	985,902
平成25年4月1日～ 平成26年3月31日 (注)1	344,000	18,398,376	65,549	3,988,279	65,549	1,051,452

(注)1 新株予約権の行使による増加であります。

- 2 平成26年4月1日から平成26年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が7,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,445千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成26年3月31日現在

区 分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	29	25	87	35	3	5,103	5,282	-
所有株式数（単元）	-	50,845	1,049	50,607	5,818	12	75,363	183,694	28,976
所有株式数の割合（％）	-	27.68	0.57	27.55	3.17	0.01	41.02	100	-

(注) 1 自己株式520,588株は「個人その他」に5,205単元、「単元未満株式の状況」に88株含まれております。

2 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」には、証券保管振替機構名義の株式が4単元及び60株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成26年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
長谷川興産 株式会社	福岡市中央区大濠2丁目7番13号	3,937	21.40
長谷川 裕一	福岡市中央区	2,113	11.48
株式会社 西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前3丁目1番1号	872	4.74
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8番11号	782	4.25
株式会社 福岡銀行	福岡市中央区天神2丁目13番1号	677	3.68
はせがわグループ社員持株会	東京都文京区後楽1丁目5番3号	644	3.50
株式会社 みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	571	3.10
長谷川 房生	福岡市中央区	527	2.86
有限会社 法隆	福岡市中央区大濠2丁目7番13号	443	2.41
株式会社 損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	315	1.71
計	-	10,887	59.17

(注) 上記のほか、自己株式が520千株あります。

(8) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区 分	株式数(株)	議決権の数(個)	内 容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 520,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 17,848,900	178,489	-
単元未満株式	普通株式 28,976	-	-
発行済株式総数	18,398,376	-	-
総株主の議決権	-	178,489	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が400株(議決権4個)含まれております。

【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 はせがわ	福岡市博多区上川端町 12番192号	520,500	-	520,500	2.82
計	-	520,500	-	520,500	2.82

(9)【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。
当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。
当該制度の内容は次のとおりであります。

第9回

平成23年6月21日開催の第45期定時株主総会において、当社の取締役及び監査役の業績向上に対する意欲や士気をより一層高め、企業価値の増大を図ることを目的として、取締役に対し報酬とは別枠で、年額100,000,000円の範囲内で報酬等として、また、監査役に対し報酬とは別枠で、年額10,000,000円の範囲内で報酬等として、新株予約権を発行することが決議されました。

決議年月日	平成23年6月21日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役8名及び当社監査役3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	310,000株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

第10回

平成23年6月21日開催の第45期定時株主総会において、当社の使用人の業績向上に対する意欲や士気をより一層高め、企業価値の増大を図ることを目的として、使用人に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行することが特別決議されました。

決議年月日	平成23年6月21日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人18名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	126,000株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

第11回

平成24年6月21日開催の第46期定時株主総会において、当社の取締役及び監査役の業績向上に対する意欲や士気をより一層高め、企業価値の増大を図ることを目的として、取締役に対し報酬とは別枠で、年額100,000,000円の範囲内で報酬等として、また、監査役に対し報酬とは別枠で、年額10,000,000円の範囲内で報酬等として、新株予約権を発行することが決議されました。

決議年月日	平成24年6月21日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役8名及び当社監査役2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	340,000株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

第12回

平成24年6月21日開催の第46期定時株主総会において、当社の使用人の業績向上に対する意欲や士気をより一層高め、企業価値の増大を図ることを目的として、使用人に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行することが特別決議されました。

決議年月日	平成24年6月21日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	20,000株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

2013年第1回

平成25年6月20日開催の第47期定時株主総会において、当社の取締役及び監査役の業績向上に対する意欲や士気をより一層高め、企業価値の増大を図ることを目的として、取締役に対し報酬とは別枠で、年額100,000,000円の範囲内で報酬等として、また、監査役に対し報酬とは別枠で、年額10,000,000円の範囲内で報酬等として、新株予約権を発行することが決議されました。

決議年月日	平成25年6月20日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役8名及び当社監査役3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	330,000株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

2013年第2回

平成25年6月20日開催の第47期定時株主総会において、当社の使用人の業績向上に対する意欲や士気をより一層高め、企業価値の増大を図ることを目的として、使用人に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行することが特別決議されました。

決議年月日	平成25年6月20日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	50,000株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

2014年第1回

平成26年6月20日開催の第48期定時株主総会において、当社の取締役及び監査役の業績向上に対する意欲や士気をより一層高め、企業価値の増大を図ることを目的として、取締役に対し報酬とは別枠で、年額100,000,000円の範囲内で報酬等として、また、監査役に対し報酬とは別枠で、年額10,000,000円の範囲内で報酬等として、新株予約権を発行することが決議されました。

決議年月日	平成26年6月20日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役8名及び当社監査役3名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	500,000株を上限とする。(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	(注)2
新株予約権の行使期間	新株予約権の割当日の翌日から5年以内
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会決議により決定するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1 新株予約権発行日(以下「発行日」という。)後に、当社が株式分割又は株式併合を行なう場合には、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生じる1株未満の端数は切捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、発行日後に当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行ない本件新株予約権が承継される場合又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行なう場合には、当社は必要と認める目的たる株式の数の調整を行なうものとする。

2 新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数100株)

ただし、(注)1に定める株式の数の調整を行なった場合には、同様の調整を行なう。

1株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行なう場合には、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、発行日後に当社が時価を下回る価額で、新株を発行又は自己株式の処分を行なう場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)には、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行なう場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行ない本件新株予約権が承継される場合又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行なう場合には、当社は必要と認める払込金額の調整を行なう。

3 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役及び監査役たる地位を失った場合に権利行使権を失効するものとする。
ただし、(3)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める特例の場合を除く。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めないものとする。
- (3) その他の条件については、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。

2014年第2回

平成26年6月20日開催の第48期定時株主総会において、当社の使用人の業績向上に対する意欲や士気をより一層高め、企業価値の増大を図ることを目的として、使用人に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行することが特別決議されました。

決議年月日	平成26年6月20日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人3名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	200,000株を上限とする。(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	(注)2
新株予約権の行使期間	新株予約権の割当日の翌日から5年以内
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会決議により決定するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1 新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行なう場合には、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生じる1株未満の端数は切捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、発行日後に当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行ない本件新株予約権が承継される場合又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行なう場合には、当社は必要と認める目的たる株式の数の調整を行なうものとする。

2 新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数100株)

ただし、(注)1に定める株式の数の調整を行なった場合には、同様の調整を行なう。

1株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行なう場合には、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、発行日後に当社が時価を下回る価額で、新株を発行又は自己株式の処分を行なう場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)には、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行なう場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行ない本件新株予約権が承継される場合又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行なう場合には、当社は必要と認める払込金額の調整を行なう。

3 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、使用人又は当社と契約を締結している取引先等（取引先及び顧問）であることを要する。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めないものとする。
- (3) その他の条件については、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	356	248,702
当期間における取得自己株式	58	36,540

(注) 当期間における取得自己株式には、平成26年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	520,588	-	520,646	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成26年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元が経営の重要施策の一つであるとの認識に立ち、長期にわたる安定した配当を基本とし、内部留保金や業績等も勘案して配当を行なうこととしております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行なうことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、当期(平成26年3月期)の業績と今後の展望を勘案し、また、今年創業85周年を迎えることもあり、中間配当は1株当たり3.75円、期末配当は1株当たり6.25円(普通配当3.75円、特別配当2.50円)の配当を実施いたしました。

当社は、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
平成25年11月5日 取締役会決議	66,434	3.75
平成26年5月15日 取締役会決議	111,736	6.25

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第44期	第45期	第46期	第47期	第48期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
最高(円)	329	300	416	545	899
最低(円)	221	225	264	307	440

(注) 最高・最低株価は第48期は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、第47期は東京証券取引所市場第二部、それ以前は大阪証券取引所市場第二部におけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成25年10月	11月	12月	平成26年1月	2月	3月
最高(円)	746	734	777	889	786	720
最低(円)	637	640	685	717	673	676

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長		長谷川 房生	昭和21年11月15日生	昭和47年4月 富士ゼロックス株式会社入社 昭和49年5月 当社入社 昭和57年12月 同取締役(非常勤) 昭和59年1月 同専務取締役 平成7年1月 同専務取締役営業本部長 平成11年6月 同専務取締役商品本部長 兼海外事業本部長 平成13年7月 同専務取締役 執行役員 経営開発 部・人材開発部担当 平成16年1月 同専務取締役 執行役員 経営開発部 担当 平成18年6月 同取締役副社長 執行役員 管理本部 長 平成20年4月 同代表取締役社長 平成21年8月 同代表取締役社長 執行役員 マーケ ティンググループ長 平成22年4月 同代表取締役社長 平成26年6月 同代表取締役会長(現任)	(注)4	527
代表取締役 社長		井上 健一	昭和25年2月18日生	昭和47年4月 株式会社富士銀行(現 株式会社みず ほ銀行)入行 平成14年3月 ポケットカード株式会社(社名変更 前 マイカルカード株式会社) 専務執行役員 営業本部長兼営業企画 部長 平成15年12月 当社入社 平成16年7月 同執行役員 商品担当 平成17年6月 同取締役 執行役員 営業企画部長兼 商品部担当 平成17年7月 同取締役 執行役員 商品本部長 平成20年7月 同取締役 執行役員 営業グループ長 兼商品グループ長 平成22年4月 同取締役 執行役員 営業支援グルー プ長 平成23年3月 同取締役 執行役員 営業支援グルー プ長兼アジア部長 平成23年4月 同取締役 執行役員 営業支援グルー プ長 平成24年6月 同取締役副社長 執行役員 寺社聖石 グループ長 平成26年4月 同取締役副社長 執行役員 寺社聖石 グループ長兼商品部担当 平成26年6月 同代表取締役社長(現任)	(注)4	2

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役副社長	執行役員 マーケティンググループ長	江崎 徹	昭和34年11月8日生	昭和58年4月 当社入社 平成9年4月 同営業企画室長 平成13年4月 同経営開発部長 平成19年1月 同葬儀紹介推進部長 平成21年4月 同理事 経営企画部長 平成21年6月 同執行役員 経営企画部長 平成22年4月 同執行役員 営業グループ長 平成23年4月 同執行役員 マーケティンググループ長兼アジア部長 平成23年6月 同取締役 執行役員 マーケティンググループ長兼アジア部長 平成24年7月 同取締役 執行役員 マーケティンググループ長兼営業企画部長 平成25年4月 同取締役 執行役員 経営改革推進室担当 平成26年1月 同取締役 執行役員 マーケティンググループ長兼経営改革推進室担当 平成26年4月 同取締役 執行役員 マーケティンググループ長 平成26年6月 同取締役副社長 執行役員 マーケティンググループ長(現任)	(注)4	6
常務取締役	執行役員 営業支援グループ長	川江 充	昭和29年1月10日生	昭和51年4月 山一證券株式会社入社 平成10年4月 日本テレコム株式会社(現・ソフトバンクテレコム株式会社)入社 平成16年5月 当社入社 平成18年4月 同経営企画部長 平成21年4月 同理事 東京営業部 千葉第2エリア 穴川店長 平成21年10月 同理事 葬祭事業グループ 開発部長 平成22年2月 同理事 葬祭事業グループ 開発部長兼企画部長 平成22年4月 同理事 経営改革推進室長 平成24年4月 同理事 営業支援グループ副グループ長兼経営改革推進室長 平成24年6月 同取締役 執行役員 営業支援グループ長兼経営改革推進室長 平成25年4月 同取締役 執行役員 営業支援グループ長兼人事総務部長 平成25年10月 同取締役 執行役員 営業支援グループ長 平成26年6月 同常務取締役 執行役員 営業支援グループ長(現任)	(注)4	2
取締役	執行役員 マーケティンググループ副グループ長兼東京営業部長兼商品部担当	堀尾 淳美	昭和32年2月9日生	昭和56年4月 株式会社福岡銀行入行 平成22年3月 当社入社 平成24年4月 同経営管理部長 平成25年6月 同執行役員 経営管理部長 平成26年1月 同執行役員 マーケティンググループ副グループ長 平成26年3月 同執行役員 マーケティンググループ副グループ長兼東京営業部長 平成26年6月 同取締役 執行役員 マーケティンググループ副グループ長兼東京営業部長兼商品部担当(現任)	(注)4	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	執行役員 寺社聖石グループ長	中谷 泰文	昭和34年11月16日生	昭和58年4月 株式会社富士銀行(現 株式会社みずほ銀行)入行 平成24年11月 当社入社 執行役員 寺社聖石グループ副グループ長 平成25年6月 同執行役員 寺社聖石グループ副グループ長兼納骨堂開発部長 平成26年4月 同執行役員 寺社聖石グループ副グループ長兼屋内墓苑部長 平成26年6月 同取締役 執行役員 寺社聖石グループ長(現任)	(注)4	4
取締役		青木 孝一	昭和24年11月2日生	昭和47年4月 株式会社日本リクルートセンター(現・株式会社リクルートホールディングス)入社 昭和53年11月 株式会社ルーデンス設立 代表取締役 昭和58年4月 株式会社フォーラム設立 代表取締役 昭和60年4月 株式会社コミュニケーション・アーツ(現・コズミックアート株式会社)設立 代表取締役(現任) 平成21年6月 当社取締役(現任)	(注)4	-
取締役		茶木 正安	昭和21年7月17日生	昭和44年4月 株式会社日本不動産銀行(現・株式会社あおぞら銀行)入行 平成4年6月 同取締役 東京支店長 平成8年6月 同常務取締役 平成10年6月 同専務取締役 平成11年11月 株式会社CSK 理事 平成12年11月 三洋信販株式会社 専務執行役員 平成15年7月 フィッチ・レーティングス・ジャパン CEO 平成18年4月 株式会社福岡リアルティ 顧問 平成18年6月 同代表取締役社長 平成18年7月 福岡リート投資法人 執行役員 平成24年6月 当社取締役(現任) 平成24年6月 株式会社福岡リアルティ 取締役会長(現任)	(注)4	-
常勤監査役		廣瀬 稔	昭和29年9月23日生	昭和55年10月 監査法人中央会計事務所入所 昭和60年3月 公認会計士登録 平成4年8月 中央新光監査法人 社員 平成13年6月 中央青山監査法人 代表社員 平成18年9月 あらた監査法人 代表社員 平成20年4月 廣瀬公認会計士事務所開業 平成24年6月 当社常勤監査役(現任)	(注)5	-
監査役		兼松 久	昭和24年1月13日生	昭和58年3月 公認会計士登録 昭和62年8月 兼松公認会計士事務所開業 平成7年6月 当社監査役(現任) 平成12年1月 福岡監査法人代表社員(現任)	(注)5	2
監査役		田中 茂	昭和22年12月4日生	昭和52年4月 弁護士登録 第一東京弁護士会入会 昭和60年4月 田中茂法律事務所開設 平成13年4月 サンライズ法律事務所開設共同参加(現任) 平成18年4月 第一東京弁護士会副会長 平成20年4月 財団法人日本法律家協会評議員 平成22年4月 日本弁護士連合会常務理事 平成23年6月 当社監査役(現任)	(注)6	-
計						546

- (注) 1 取締役 青木孝一及び茶木正安は、社外取締役であります。
- 2 監査役 廣瀬稔、兼松久及び田中茂は、社外監査役であります。
- 3 監査役 兼松久は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2及び福岡証券取引所企業行動規範に関する規則第6条に定める独立役員であります。
- 4 平成26年6月20日開催の定時株主総会から平成27年度定時株主総会終結の時までであります。
- 5 平成24年6月21日開催の定時株主総会から平成28年度定時株主総会終結の時までであります。
- 6 平成23年6月21日開催の定時株主総会から平成27年度定時株主総会終結の時までであります。
- 7 当社は、法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
葉山 順一	昭和25年3月29日生	昭和47年4月 富士ゼロックス株式会社入社 平成7年11月 同大阪営業事業部 営業計画部長 平成11年1月 同大阪営業事業部 営業管理部長 平成18年4月 同情報システム部 営業情報管理部長 平成19年10月 富士ゼロックス埼玉株式会社入社 平成23年5月 当社入社 平成26年4月 同営業企画部 スタッフ(現任)	-

- 8 所有株式数には、平成26年6月1日からこの有価証券報告書提出日までのストックオプションによる新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
- 9 当社は執行役員制度を導入しております。

各執行役員の氏名及び担当は次のとおりであります。

氏名	担当
江崎 徹	マーケティンググループ長
川江 充	営業支援グループ長
堀尾 淳美	マーケティンググループ副グループ長 兼 東京営業部長 兼 商品部担当
中谷 泰文	寺社聖石グループ長
榎本 哲治	寺社聖石グループ副グループ長 兼 聖石部長
池上 達治	マーケティンググループ 聖石営業部長
新貝 三四郎	寺社聖石グループ 墓苑開発部長

(注) 印の執行役員は、取締役兼務者であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

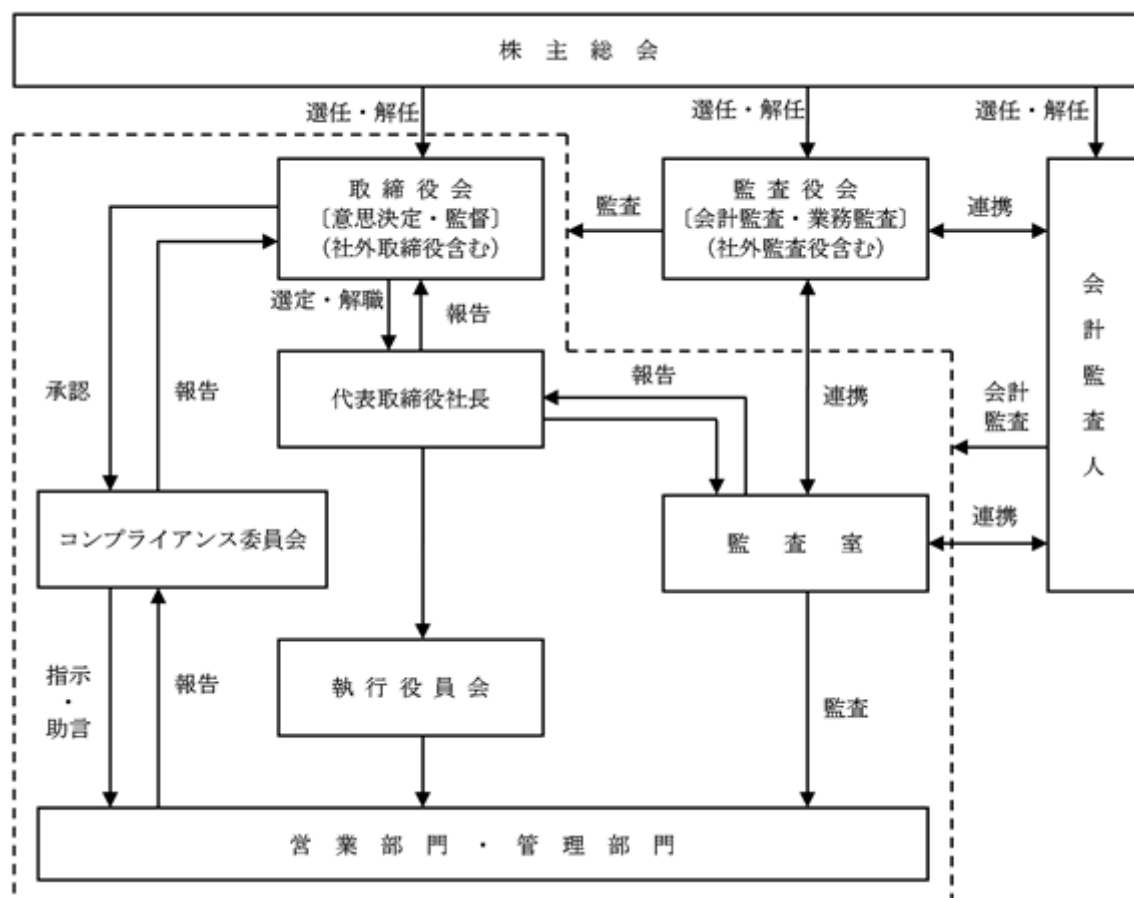
(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、迅速な経営判断のもと機動的な業務執行を行なうための経営管理機構を構築するとともに、経営の健全性を担保するための経営監督機能を整備することで、経営の効率化と透明性の確保に努めてまいります。

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

会社の機関・内部統制の関係は次のとおりであります。



取締役、取締役会

当社の取締役は8名であります。

取締役会は、業務執行の意思決定を行なうとともに、取締役の職務の執行の監督を行なっております。

取締役会は、毎月1回開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催しております。

監査役、監査役会

当社は、取締役の職務執行の監査を目的として、監査役3名（全て社外監査役、うち1名は常勤監査役）による監査役会を設置しております。

監査役会は、原則毎月1回開催しております。

執行役員、執行役員会

当社は、業務執行の強化を図るため執行役員制度を導入しております。

執行役員は7名であり、取締役会が決定した経営の基本方針や計画等に沿って業務を執行しております。

取締役会で決定された経営の基本方針や計画等に沿って執行役員が業務執行するに当たり、取締役と執行役員が重要な案件に関する施策を審議するために、毎月2回の執行役員会の開催を基本としております。

内部統制システムの整備の状況

当社は、次に掲げる「業務の適正を確保するための体制」を整備し、運用・改善に努めております。

イ 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制に係るマニュアルの整備、充実に努め、取締役及び使用人が法令・定款並びに社会規範を遵守した行動をとるための規範とする。

また、その充実に図るため、コンプライアンス委員会を設置し定期的に会合を開く。

経営管理部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に総括することとし、監査室は、経営管理部と連携のうえコンプライアンスの状況を監査する。

これらの活動は、定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。

法令上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供を行なう手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。

ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下「文書等」という)に記録し、保存する。

取締役及び監査役は、文書管理規程により常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

ハ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、災害、品質及び情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署、委員会にて規則、ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配付等を行なうものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は経営管理部が行なうものとする。

ニ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

社内の規定に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行なわれる体制をとるものとする。

ホ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社のコンプライアンス担当取締役を当社及び子会社からなる企業集団(以下「当企業グループ」という)の内部統制の整備に関する責任者とする。

また、当企業グループの管理規定の見直し、充実に努め、一定の事項について子会社の取締役会決議前に当社関係部署に承認を求め、または報告することを義務づけ、一定の基準に該当するものは当社取締役会に付議するものとする。

ヘ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人を配置できるものとする。

また、使用人の人事異動その他の事項については、その独立性を確保するため、監査役会と協議するものとする。

ト 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、当企業グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告するものとする。

チ その他監査役が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するものとする。

リ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当企業グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を遮断することを基本方針とする。

また、経営管理部を反社会的勢力排除に向けた統括部門とし、反社会的勢力による被害を防止するための情報収集を行なうため、福岡県企業防衛対策協議会に加盟するほか、警察関係機関との情報交換や各種研修の参加等により連携を強化し、社内啓蒙活動に努める。

内部監査、監査役監査及び会計監査人監査の相互連携ならびに内部統制部門との関係

監査室は、社長直属の1名で構成されております。監査室は、内部監査規程及び内部統制規程に基づき、法令及び社内諸規程の遵守状況を監視し、業務上の不正・過誤による不測の事態の発生を防ぐとともに、業務の改善と経営効率の向上を目的に、内部統制システムの構築・運用状況の評価を実施しております。監査を通して顕在化した問題点は被監査部門に対してその場で改善勧告を行ない、その後、関連部署、内部統制部門及び代表取締役社長等に監査結果の報告を行なって業務改善の推進支援等を依頼しております。

会計監査人は、監査室の行った内部統制監査の結果資料を参考に、会計監査人としての内部統制監査を実施するなど、監査室や内部統制部門と連携をとっております。

監査役と会計監査人は日常的に緊密な連携を行ない、各々監査過程で得られた重要な情報を相互に伝達し、意見交換を行ない、適正で厳格な会計監査が実施できるよう努めております。

監査役会は、会計監査人の監査の実施状況の把握に努めるとともに、会計監査人の独立性に関する方針や職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制についても報告を受け、ヒアリングを行っております。

監査役は、監査室の内部監査の方針、重点監査項目等の監査計画の概要説明を受け、監査結果についての報告を受領するとともに、必要に応じて同行監査を実施するなど監査室の情報を有効に活用しております。

なお、監査役 廣瀬稔及び監査役 兼松久は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

会計監査の状況

業務を執行した会計監査人

名 称	期 間
有限責任監査法人トーマツ	平成25年4月1日～平成26年3月31日

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 青野 弘

指定有限責任社員 業務執行社員 野澤 啓

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 7名、公認会計士試験全科目合格者 6名、その他 3名

社外取締役及び社外監査役との関係

イ 当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

青木孝一は、戦略的企業経営における豊かな知識と高い技術を有していることから社外取締役に選任しております。また、同氏はコズミックアート株式会社の代表取締役を務めておりますが、同社と当社の間には人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

茶木正安は、金融面での高い見識を有しており、また国内外のファイナンスにも精通していることから、社外取締役として選任しております。また、同氏は株式会社福岡リアルティの取締役会長を務めておりますが、同社と当社の間には人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

廣瀬稔は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役として選任しております。

兼松久は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから社外監査役に選任しており、東京証券取引所及び福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

田中茂は、弁護士の資格を有しており、弁護士の長年の経験をもとに様々な経営判断において高度な法律面からの見識を有していることから、社外監査役に選任しております。

また、本有価証券報告書提出日現在、社外監査役 兼松久は当社株式を2千株有しております。

なお、当社と社外取締役及び社外監査役の間には、人的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

ロ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び社外監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

八 社外取締役及び社外監査役の機能及び役割

各社外取締役及び社外監査役は、一般株主と利益相反が生じる恐れのない、客観的・中立的立場から、それぞれの専門的知識及び幅広く高度な経営に対する見識等を活かした社外的観点からの監督及び監査、また、助言・提言等を実施しており、取締役会の意思決定及び業務執行の妥当性・適正性を確保する機能・役割を担っております。

二 社外取締役及び社外監査役の独立性に関する考え方

当社では、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、一般株主と利益相反が生じる恐れのない、客観的・中立的立場から、それぞれの専門知識・見識等を活かした社外的観点からの監督及び監査、また助言・提言等をそれぞれ行なってもらえるよう、その選任にあたっては、独立性を重視しております。

ホ 社外取締役または社外監査役による監督または監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携等

社外取締役及び社外監査役は、取締役会への出席や取締役等との意見交換等を通じて、取締役の意思決定の過程や職務遂行の状況等経営全般の監督、監査を行ない、専門的見地から適宜発言を行っております。

社外監査役は、常勤監査役、監査役、会計監査人及び内部統制部門から監査の実施状況、内部統制システムの構築・運用状況等の報告を受け、互いに情報を共有し、意見交換を行っております。また、社外取締役及び社外監査役は、社外で得られる重要な情報や有用な資料を提供し、経営判断や業務執行の監督・監査等の場面で役立てております。

監査室が行なった内部統制監査のモニタリング評価をもとに、内部統制部門が内部統制報告書を作成し、監査役及び会計監査人の監査を受けております。

当社は、以上のとおり社外取締役、社外監査役を擁した取締役会及び監査役会を基本とする体制が、経営の意思決定における監督機能と業務執行の適正性を確保し、企業価値の向上、効率的な経営及び透明性の確保に機能していると判断しておりますので、現状の体制を採用しております。

(2) 会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの状況

当社では、コンプライアンス委員会を設置し、原則隔月開催しております。

同委員会では、内部統制及びリスクマネジメントの推進、並びに法令遵守活動に取り組んでおり、法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行なう手段として、コンプライアンス・ホットラインを設置・運営しております。

(3) 役員報酬等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック・オプション	退職慰労引当 金繰入額	
取締役 (社外取締役を除く。)	181,826	133,455	30,460	17,910	6
社外役員	48,699	36,100	11,422	1,176	5

(注) 上記には、平成26年1月31日に退任した取締役1名を含んでおります。

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

(4) 取締役の定数

当社の取締役は、11名以内とする旨を定款に定めております。

(5) 取締役会の決議の省略

当社は、取締役会の機動的運営を図るため、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす旨を定款に定めております。

(6) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとしている事項

剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。

これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行なうことを目的とするものであります。

取締役及び監査役の実任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される職務をより適切に行なえるように、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であったものも含む)及び監査役(監査役であったものも含む)の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

また、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に同法第423条第1項の行為に関する責任を、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる旨を定款に定めております。

(7) 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもってこれを行なう旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議については、累積投票によらない旨を定款に定めております。

(8) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行なうことを目的とするものであります。

(9) 株式の保有状況

投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

16銘柄 551,372千円

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)ふくおかフィナンシャルグループ	556,692	268,882	金融取引の安定化
(株)西日本シティ銀行	378,714	111,720	金融取引の安定化
(株)リンガーハット	23,000	27,255	地域経済との関係強化
(株)みずほフィナンシャルグループ	128,960	25,663	金融取引の安定化
(株)コナカ	11,017	11,964	地域経済との関係強化
(株)広島銀行	25,000	11,500	金融取引の安定化
(株)オオバ	38,000	7,866	取引先との関係強化
第一生命保険(株)	7	885	金融取引の安定化
ワールド・ロジ(株)	100	425	取引先との関係強化

みなし保有株式

該当事項はありません。

当事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)ふくおかフィナンシャルグループ	556,692	236,037	金融取引の安定化
(株)西日本シティ銀行	378,714	87,861	金融取引の安定化
(株)リンガーハット	23,000	33,994	地域経済との関係強化
(株)みずほフィナンシャルグループ	128,960	26,307	金融取引の安定化
(株)オオバ	38,000	11,476	取引先との関係強化
(株)広島銀行	25,000	10,775	金融取引の安定化
(株)コナカ	11,017	7,899	地域経済との関係強化
第一生命保険(株)	700	1,050	金融取引の安定化

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額
該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
提出会社	29,400	-
連結子会社	-	-
計	29,400	-

当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
29,400	-

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

前事業年度までの監査時間の実績、監査内容及び監査法人から提示された監査計画の内容などを総合的に勘案して決定しております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、前事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）は連結財務諸表を作成しており、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フロー計算書に係る比較情報は記載しておりません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は、平成25年9月1日付で、連結子会社である株式会社はせがわ美術工芸の発行済株式の70%を譲渡し、連結子会社が存在しなくなったため、当事業年度より連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構（F A S F）へ加入し、F A S F主催のセミナーに参加しております。

また、監査法人主催のセミナー等に参加して最新の会計基準等の情報を取得しております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,432,276	2,468,860
受取手形	429,328	23,468
売掛金	585,017	854,331
商品	2,733,783	2,599,850
前渡金	4,603	10,554
前払費用	226,594	200,201
繰延税金資産	179,567	168,233
その他	137,933	36,611
貸倒引当金	2,000	2,500
流動資産合計	6,327,104	6,359,611
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	2,600,619	2,588,825
造作(純額)	552,868	556,494
構築物(純額)	56,827	70,707
機械及び装置(純額)	743	588
什器備品(純額)	228,801	269,999
土地	2,105,136	2,107,669
リース資産(純額)	19,875	9,205
建設仮勘定	2,100	2,940
有形固定資産合計	12,511,972	12,572,430
無形固定資産		
ソフトウェア	9,275	9,016
リース資産	143,084	81,344
電話加入権	37,399	37,399
無形固定資産合計	189,759	127,760
投資その他の資産		
投資有価証券	2,596,334	2,557,616
関係会社株式	241,487	28,312
出資金	1,791	1,801
関係会社出資金	7,527	7,527
長期貸付金	87,426	168,062
従業員長期貸付金	8,187	1,989
破産更生債権等	22,986	33,410
長期前払費用	215,784	205,454
繰延税金資産	493,213	370,190
営業保証金	5,978,019	5,734,088
差入保証金	1,659,442	1,567,883
その他	2,993,071	2,103,697
貸倒引当金	1,052,373	1,053,720
投資その他の資産合計	9,252,899	8,662,314
固定資産合計	11,954,630	11,362,505
資産合計	18,281,735	17,722,117

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	4 63,158	-
買掛金	674,904	837,799
短期借入金	3 -	3 500,000
1年内返済予定の長期借入金	2 3,111,756	2 2,033,723
リース債務	136,958	109,863
未払金	393,834	601,106
未払費用	202,360	224,599
未払法人税等	442,000	540,194
未払消費税等	66,212	87,089
前受金	577,068	684,006
預り金	111,278	75,777
賞与引当金	222,000	250,000
販売促進引当金	9,400	-
流動負債合計	6,010,932	5,944,160
固定負債		
長期借入金	2 3,212,281	2 1,478,868
リース債務	294,264	190,509
退職給付引当金	511,054	327,404
役員退職慰労引当金	349,429	359,634
資産除去債務	320,766	326,490
預り保証金	185,199	166,969
固定負債合計	4,872,994	2,849,877
負債合計	10,883,926	8,794,038
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,922,729	3,988,279
資本剰余金		
資本準備金	985,902	1,051,452
その他資本剰余金	451,330	451,330
資本剰余金合計	1,437,233	1,502,783
利益剰余金		
その他利益剰余金		
買換資産圧縮積立金	9,484	8,053
繰越利益剰余金	2,047,686	3,457,509
利益剰余金合計	2,057,171	3,465,562
自己株式	171,384	171,633
株主資本合計	7,245,749	8,784,992
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	110,286	78,781
評価・換算差額等合計	110,286	78,781
新株予約権	41,772	64,305
純資産合計	7,397,808	8,928,079
負債純資産合計	18,281,735	17,722,117

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
売上高	20,027,201	21,637,023
売上原価		
商品期首たな卸高	2,901,113	2,733,783
当期商品仕入高	6,894,875	7,667,487
合計	9,795,989	10,401,270
他勘定振替高	3 5,633	3 5,973
商品期末たな卸高	2,733,783	2,599,850
商品売上原価	2 7,056,572	2 7,795,447
売上総利益	12,970,628	13,841,576
販売費及び一般管理費		
販売促進費	887,936	1,276,193
貸倒引当金繰入額	-	11,129
給料及び賞与手当	3,929,038	4,051,043
賞与引当金繰入額	222,000	250,000
退職給付費用	211,918	80,722
役員退職慰労引当金繰入額	23,340	19,087
福利厚生費	1,027,262	1,046,787
株式報酬費用	20,926	48,229
賃借料	1,185,262	1,148,162
減価償却費	215,382	227,582
その他	3,074,522	3,217,754
販売費及び一般管理費合計	10,797,591	11,376,694
営業利益	2,173,036	2,464,881
営業外収益		
受取利息	2,931	5,099
受取配当金	8,499	1 191,099
受取家賃	286,581	285,174
その他	70,225	52,425
営業外収益合計	368,238	533,799
営業外費用		
支払利息	148,298	92,486
賃貸費用	268,803	263,742
貸倒引当金繰入額	249,287	-
債権売却損	64,192	-
その他	27,476	34,180
営業外費用合計	758,058	390,410
経常利益	1,783,216	2,608,271

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	4 51,238	-
関係会社株式売却益	-	14,900
新株予約権戻入益	3,722	4,147
特別利益合計	54,961	19,048
特別損失		
固定資産除売却損	5 9,505	-
減損損失	6 4,139	-
投資有価証券売却損	-	344
投資有価証券評価損	24,903	-
店舗閉鎖損失	1,857	-
特別損失合計	40,405	344
税引前当期純利益	1,797,772	2,626,975
法人税、住民税及び事業税	810,029	945,820
法人税等調整額	27,813	140,575
法人税等合計	837,842	1,086,395
当期純利益	959,930	1,540,579

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					買換資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	3,916,812	979,986	451,330	1,431,317	10,441	1,218,178	1,228,620	171,305	6,405,444
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）	5,916	5,916		5,916					11,833
買換資産圧縮積立金の取崩					956	956	-		-
剰余金の配当						131,379	131,379		131,379
当期純利益						959,930	959,930		959,930
自己株式の取得								78	78
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	5,916	5,916	-	5,916	956	829,507	828,550	78	840,305
当期末残高	3,922,729	985,902	451,330	1,437,233	9,484	2,047,686	2,057,171	171,384	7,245,749

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	9,902	9,902	26,677	6,442,024
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				11,833
買換資産圧縮積立金の取崩				-
剰余金の配当				131,379
当期純利益				959,930
自己株式の取得				78
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	100,383	100,383	15,095	115,479
当期変動額合計	100,383	100,383	15,095	955,784
当期末残高	110,286	110,286	41,772	7,397,808

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余 金合計		
		資本準備金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	その他利益剰余金					
					買換資産 圧縮積立 金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	3,922,729	985,902	451,330	1,437,233	9,484	2,047,686	2,057,171	171,384	7,245,749	
当期変動額										
新株の発行（新株予約権の行使）	65,549	65,549		65,549					131,099	
買換資産圧縮積立金の取崩					1,431	1,431	-		-	
剰余金の配当						132,187	132,187		132,187	
当期純利益						1,540,579	1,540,579		1,540,579	
自己株式の取得								248	248	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	65,549	65,549	-	65,549	1,431	1,409,823	1,408,391	248	1,539,242	
当期末残高	3,988,279	1,051,452	451,330	1,502,783	8,053	3,457,509	3,465,562	171,633	8,784,992	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	110,286	110,286	41,772	7,397,808
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				131,099
買換資産圧縮積立金の取崩				-
剰余金の配当				132,187
当期純利益				1,540,579
自己株式の取得				248
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	31,505	31,505	22,533	8,971
当期変動額合計	31,505	31,505	22,533	1,530,271
当期末残高	78,781	78,781	64,305	8,928,079

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	2,626,975
減価償却費	280,858
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,847
賞与引当金の増減額(は減少)	28,000
退職給付引当金の増減額(は減少)	183,649
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	10,204
受取利息及び受取配当金	196,199
支払利息	92,486
関係会社株式売却損益(は益)	14,900
売上債権の増減額(は増加)	263,453
たな卸資産の増減額(は増加)	186,961
仕入債務の増減額(は減少)	99,736
その他	366,070
小計	3,034,938
利息及び配当金の受取額	149,618
利息の支払額	93,507
法人税等の支払額	847,464
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,243,584
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	252,000
定期預金の払戻による収入	492,000
有形固定資産の取得による支出	168,263
関係会社株式の売却による収入	181,992
貸付けによる支出	97,996
貸付金の回収による収入	8,592
営業保証金の支出	1,182,124
営業保証金の回収による収入	1,456,056
差入保証金の差入による支出	18,088
差入保証金の回収による収入	109,647
その他	25,220
投資活動によるキャッシュ・フロー	504,594
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	500,000
長期借入れによる収入	400,000
長期借入金の返済による支出	3,211,446
株式の発行による収入	109,551
自己株式の取得による支出	248
リース債務の返済による支出	137,909
配当金の支払額	131,557
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,471,610
現金及び現金同等物に係る換算差額	14
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	276,583
現金及び現金同等物の期首残高	2,130,276
現金及び現金同等物の期末残高	2,406,860

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

仏壇

個別法

仏具

先入先出法

その他

個別法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)及び造作については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用)は社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権や営業保証金等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、発生時の事業年度に全額費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

また、ヘッジ会計の要件を満たす金利通貨スワップについては、一体処理（特例処理、振当処理）を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利スワップ取引

金利通貨スワップ取引

ヘッジ対象

借入金

(3) ヘッジ方針

金利変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を利用しております。

また、金利変動リスク及び為替変動リスクを回避する目的で、金利通貨スワップ取引を利用しております。

ヘッジ対象の識別を取引単位で行なう方法(個別ヘッジ)によっております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

特例処理及び一体処理（特例処理、振当処理）の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。

(5) その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

金利スワップ及び金利通貨スワップの実行・管理は、経営管理部にて行なっており、取引に関する管理規程は特に設けておりませんが、事前に十分な検討の上、社内手続きを経て実施することとしており、取引は全て取締役会へ報告することとしております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び取得日から3ヵ月以内に満期の到来する流動性の高い、かつ、価値が変動するおそれのほとんどない預金からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（未適用の会計基準等）

- ・「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）
- ・「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）

(1) 概要

本会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものです。

(2) 適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中です。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、貸借対照表で独立掲記していた「流動資産」の「短期貸付金」及び「未収入金」、「投資その他の資産」の「投資不動産」及び「リース資産」並びに「積立保険掛金」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度よりそれぞれ「その他」に含めて表示しております。

この表示方法の変更を反映するため、前事業年度の財務諸表の組替えを行なっております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「短期貸付金」5,970千円及び「未収入金」17,425千円は、「流動資産」の「その他」として、「投資その他の資産」の「投資不動産」254,607千円及び「リース資産」252,398千円並びに「積立保険掛金」300,621千円は、「投資その他の資産」の「その他」として組み替えております。

(損益計算書)

前事業年度において、損益計算書で独立掲記していた「販売費及び一般管理費」の「広告宣伝費」、「販売手数料」、「役員報酬」及び「車両費」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「販売費及び一般管理費」の「その他」に含めて表示しております。

この表示方法の変更を反映するため、前事業年度の財務諸表の組替えを行なっております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「広告宣伝費」129,280千円、「販売手数料」862,765千円、「役員報酬」168,125千円及び「車両費」231,672千円は、「販売費及び一般管理費」の「その他」として組み替えております。

(有価証券明細表)

財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	3,445,180千円	3,445,679千円

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
建物	573,412千円	547,011千円
土地	1,004,275	1,004,275
定期預金	190,000	-
投資有価証券	444,281	398,437
その他(投資その他の資産)	207,295	207,825
計	2,419,264	2,157,549

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
長期借入金	1,668,650千円	817,190千円
1年内返済予定の長期借入金	1,355,300	1,151,770
計	3,023,950	1,968,960

3 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行なうため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。
この契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
当座貸越極度額	3,000,000千円	3,000,000千円
借入実行残高	-	500,000
差引額	3,000,000	2,500,000

4 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、前事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が前事業年度の期末残高に含まれております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
受取手形	3,604千円	-千円
支払手形	465	-

5 保証債務

取引先の金融機関からの借入金に対し、債務保証を行なっております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
宗教法人 伝燈院	1,950,000千円	-千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
受取配当金	- 千円	180,480千円

- 2 商品期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損が商品売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
	31,500千円	5,100千円

- 3 他勘定振替高の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
販売費及び一般管理費	5,633千円	5,973千円

- 4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
土地	51,238千円	- 千円

- 5 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
造作	2,193千円	- 千円
建物	1,292	-
撤去費用	4,545	-
その他	1,474	-
計	9,505	-

6 減損損失

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	減損損失（千円）
浜線店	造作等	熊本県熊本市	2,251
遊休資産	土地	福岡県田川郡	1,887
計			4,139

事業用資産については、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行ない、遊休資産については、個別の資産単位毎に把握しております。

その結果、収益性が低下した資産グループ及び遊休資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額の算定に関しては、正味売却価額により測定している場合は不動産鑑定評価額又は固定資産税評価額を参考に算定し、使用価値により測定している場合は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて算定しております。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

前事業年度は連結財務諸表を作成しておりましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。したがって、前事業年度については（自己株式の種類及び株式数に関する事項）のみ記載しております。

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	520,020	212	-	520,232
合 計	520,020	212	-	520,232

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加212株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注1）	18,054,376	344,000	-	18,398,376
合計	18,054,376	344,000	-	18,398,376
自己株式				
普通株式（注2）	520,232	356	-	520,588
合計	520,232	356	-	520,588

（注）1 普通株式の発行済株式総数の増加344,000株は、ストック・オプションの権利行使によるものであります。

2 普通株式の自己株式の株式数の増加356株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的と なる株式の 種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度 末残高 （千円）
			当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度 末	
提出会社	ストック・オプションと しての新株予約権 （平成23年6月21日 定時株主総会決議）	-	-	-	-	-	3,102
	ストック・オプションと しての新株予約権 （平成23年6月21日 定時株主総会決議）	-	-	-	-	-	2,791
	ストック・オプションと しての新株予約権 （平成24年6月21日 定時株主総会決議）	-	-	-	-	-	10,289
	ストック・オプションと しての新株予約権 （平成24年6月21日 定時株主総会決議）	-	-	-	-	-	1,162
	ストック・オプションと しての新株予約権 （平成25年6月20日 定時株主総会決議）	-	-	-	-	-	41,883
	ストック・オプションと しての新株予約権 （平成25年6月20日 定時株主総会決議）	-	-	-	-	-	5,076
合計		-	-	-	-	-	64,305

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成25年5月15日 取締役会	普通株式	65,753	3.75	平成25年3月31日	平成25年6月3日
平成25年11月5日 取締役会	普通株式	66,434	3.75	平成25年9月30日	平成25年12月2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年5月15日 取締役会	普通株式	111,736	利益剰余金	6.25	平成26年3月31日	平成26年6月3日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。
したがって、前事業年度の記載はしていません。

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
現金及び預金勘定	2,468,860千円
預入期間が3か月を超える定期預金	62,000
現金及び現金同等物	2,406,860

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース資産の内容

有形固定資産

コンピュータサーバーであります。

無形固定資産

ソフトウェアであります。

投資その他の資産

賃貸不動産であります。

2. リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。したがって、前事業年度の記載はしていません。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。

デリバティブ取引は、将来の金利・為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

その設定枠は、借入金の残高を超えないこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行なうとともに、組織規程の職務権限基準表に基づき、回収が遅延する場合は所定の手続きをとり承認を受けることとしております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格等については、適宜、担当役員に報告されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資及び営業保証金（建替権）に係る資金調達であります。

変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、金利の変動による損失を回避する目的で、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。また、外貨建による借入金は、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替の変動による損失を回避する目的で、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利通貨スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理及び金利通貨スワップの一体処理（特例処理、振当処理）の判定をもって有効性の判定に代えております。

デリバティブ取引の実行・管理は、経営管理部が行っており、取引に関する管理規程は設けておりませんが、事前に十分な検討の上、社内手続きを経て実施することとしており、取引は全て取締役会に報告することとしております。

また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを回避するため、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません（（注）2. 参照）。

当事業年度（平成26年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,468,860	2,468,860	-
(2) 受取手形及び売掛金	877,799	877,799	-
(3) 投資有価証券	415,401	415,401	-
資産計	3,762,061	3,762,061	-
(1) 買掛金	837,799	837,799	-
(2) 短期借入金	2,533,723	2,533,723	-
(3) リース債務(流動負債)	109,863	109,863	-
(4) 未払金	601,106	601,106	-
(5) 未払法人税等	540,194	540,194	-
(6) 長期借入金	1,478,868	1,480,708	1,840
(7) リース債務(固定負債)	190,509	186,681	3,827
負債計	6,292,065	6,290,077	1,987
デリバティブ取引	-	-	-

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金（1年以内返済予定の長期借入金含む。）、(3) リース債務(流動負債)、(4) 未払金、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金、(7) リース債務(固定負債)

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入又はリース取引を行なった場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

変動金利による長期借入金のうち、金利スワップの特例処理及び金利通貨スワップの一体処理（特例処理、振当処理）の対象とされているものについては（注記事項「デリバティブ取引関係」参照）、当該金利スワップ及び金利通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行なった場合に適用される、合理的に見積もられた利率を割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	当事業年度 (平成26年3月31日)
非上場株式等	142,215
関係会社株式	28,312
関係会社出資金	7,527
営業保証金	5,734,088
差入保証金	1,567,883

- (1) 非上場株式等は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。
- (2) 関係会社株式、関係会社出資金は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としておりません。
- (3) 営業保証金は将来、墓石を販売する権利(建墓権)を獲得するために支出した金銭債権等であります。営業保証金は単なる金銭債権ではなく、墓石の販売権も付随した複合的な性格を持っている債権であり、この販売権の価値を含めて時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としておりません。
- (4) 差入保証金は、市場価格がなく、かつ、返還予定時期の見積もりが困難であり将来キャッシュ・フロー等、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としておりません。

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

当事業年度(平成26年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,431,859	-	-	-
受取手形及び売掛金	877,799	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの				
その他	-	-	6,243	-
合 計	3,309,659	-	6,243	-

4 短期借入金、長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

当事業年度(平成26年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	500,000	-	-	-	-	-
長期借入金	2,033,723	1,024,398	394,470	60,000	-	-
リース債務	109,863	76,465	73,152	40,482	409	-
合 計	2,643,586	1,100,863	467,622	100,482	409	-

(有価証券関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。したがって、「2. その他有価証券」、「3. 売却したその他有価証券」及び「4. 減損処理を行った有価証券」は、前事業年度の記載はしていません。

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は関連会社株式28,312千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式232,500千円、関連会社株式8,987千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

2. その他有価証券

当事業年度(平成26年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	415,401	294,443	120,957
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	415,401	294,443	120,957
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		415,401	294,443	120,957

3. 売却したその他有価証券

当事業年度(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
(1) 株式	5	-	344
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	5	-	344

4. 減損処理を行った有価証券

当事業年度においては、該当事項はありません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行ない、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成しておりましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。したがって、前事業年度の記載はしていません。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

当事業年度(平成26年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時 価 (千円)
金利通貨スワップの 一体処理	金利の変換を含む 通貨スワップ取引 (支払円・受取米ドル 金利スワップ部分は 支払固定・受取変動)	長期借入金	300,000	100,000	(注)
合 計			300,000	100,000	

(注) 金利通貨スワップの一体処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(2) 金利関連

当事業年度(平成26年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時 価 (千円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 (支払固定・受取変動)	長期借入金	1,010,369	317,252	(注)
合 計			1,010,369	317,252	

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。したがって、前事業年度の記載はしていません。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は従業員の退職給付に充てるため、確定給付企業年金制度(すべて積立型制度)と確定拠出年金制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、累積のポイントと事由別支給係数にもとづいた一時金もしくは年金で受給できる制度としています。

なお、執行役員は退職一時金制度(すべて非積立型)を採用しており、退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	1,906,118千円
勤務費用	125,612
利息費用	21,199
数理計算上の差異の発生額	5,169
退職給付の支払額	144,283
退職給付債務の期末残高	1,903,477

(注) 簡便法による退職給付債務を含んでおります。

(2) 年金資産の首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	1,395,064千円
期待運用収益	13,950
数理計算上の差異の発生額	94,490
事業主からの拠出額	207,383
退職給付の支払額	134,815
年金資産の期末残高	1,576,072

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,876,463千円
年金資産	1,576,072
	300,390
非積立型制度の退職給付債務	27,014
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	327,404
退職給付引当金	327,404
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	327,404

(注) 簡便法による退職給付債務を含んでおります。

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	125,612千円
利息費用	21,199
期待運用収益	13,950
数理計算上の差異の費用処理額	99,659
<hr/>	
確定給付制度に係る退職給付費用	33,201

(注) 簡便法で計算した退職給付費用は勤務費用に含めております。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

一般勘定	42.3%
株式	30.5
債権	18.9
その他	8.3
<hr/>	
合 計	100.0

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予測される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.13%
長期期待運用収益率	1.00%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、47,521千円であります。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。したがって、前事業年度の記載はしていません。

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
販売費及び一般管理費の 株式報酬費	48,229

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
新株予約権戻入益	4,147

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成23年6月21日 定時株主総会決議	平成23年6月21日 定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名 当社監査役 3名	当社従業員 18名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 310,000株	普通株式 126,000株
付与日	平成23年7月1日	平成23年7月1日
権利確定条件	当社の取締役及び監査役たる地位を失った場合に権利行使権を失効するものとする。 その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。	権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、使用人又は当社と契約を締結している取引先等(取引先及び顧問)であることを要する。 その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。
対象勤務期間	定められておりません。	同左
権利行使期間	平成23年7月1日～平成28年6月30日	平成23年7月1日～平成28年6月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成24年6月21日 定時株主総会決議	平成24年6月21日 定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名 当社監査役 2名	当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 340,000株	普通株式 20,000株
付与日	平成24年7月1日	平成24年7月1日
権利確定条件	当社の取締役及び監査役たる地位を失った場合に権利行使権を失効するものとする。 その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。	権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、使用人又は当社と契約を締結している取引先等(取引先及び顧問)であることを要する。 その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。
対象勤務期間	定められておりません。	同左
権利行使期間	平成24年7月1日～平成29年6月30日	平成24年7月1日～平成29年6月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成25年6月20日 定時株主総会決議	平成25年6月20日 定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名 当社監査役 3名	当社従業員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 330,000株	普通株式 50,000株
付与日	平成25年7月1日	平成25年7月1日
権利確定条件	当社の取締役及び監査役たる地位を失った場合に権利行使権を失効するものとする。 その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。	権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、使用人又は当社と契約を締結している取引先等(取引先及び顧問)であることを要する。 その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。
対象勤務期間	定められておりません。	同左
権利行使期間	平成25年7月1日～平成30年6月30日	平成25年7月1日～平成30年6月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成26年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成23年6月21日 定時株主総会決議	平成23年6月21日 定時株主総会決議
権利確定後 (株)		
前事業年度末	220,000	116,000
権利確定	-	-
権利行使	150,000	71,000
失効	20,000	-
未行使残	50,000	45,000

	平成24年6月21日 定時株主総会決議	平成24年6月21日 定時株主総会決議
権利確定後 (株)		
前事業年度末	340,000	20,000
権利確定	-	-
権利行使	113,000	-
失効	50,000	-
未行使残	177,000	20,000

	平成25年6月20日 定時株主総会決議	平成25年6月20日 定時株主総会決議
権利確定後 (株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	330,000	50,000
権利行使	-	10,000
失効	-	-
未行使残	330,000	40,000

単価情報

	平成23年6月21日 定時株主総会決議	平成23年6月21日 定時株主総会決議
権利行使価格 (円)	286	286
行使時平均株価 (円)	716	728
付与日における公正な評価単価 (円)	62	62

	平成24年6月21日 定時株主総会決議	平成24年6月21日 定時株主総会決議
権利行使価格 (円)	355	355
行使時平均株価 (円)	750	-
付与日における公正な評価単価 (円)	58	58

	平成25年6月20日 定時株主総会決議	平成25年6月20日 定時株主総会決議
権利行使価格 (円)	623	623
行使時平均株価 (円)	-	804
付与日における公正な評価単価 (円)	126	126

4. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された平成25年Stock・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	平成25年Stock・オプション
株価変動性 (注) 1	32.34%
予想残存期間 (注) 2	2.5年
予想配当 (注) 3	7.50円 / 株
無リスク利率 (注) 4	0.15%

(注) 1 平成22年12月27日から平成25年7月1日までの株価実績に基づき算定しております。

2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3 平成24年3月期及び平成25年3月期の配当実績平均値によっております。

4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	373,199千円	373,721千円
賞与引当金	83,916	88,500
退職給付引当金	180,913	115,901
役員退職慰労引当金	123,911	127,310
投資有価証券評価損	41,265	41,265
減損損失	149,556	138,739
資産除去債務	113,551	115,577
その他	178,253	188,397
繰延税金資産小計	1,244,566	1,189,413
評価性引当額	510,352	599,509
繰延税金資産合計	734,213	589,904
繰延税金負債		
買換資産圧縮積立金	5,296	4,412
資産除去債務に対応する除去費用	31,741	28,890
その他有価証券評価差額金	24,394	18,176
繰延税金負債合計	61,433	51,480
繰延税金資産の純額	672,780	538,423

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	37.8%	37.8%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6	0.7
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.0	3.9
住民税均等割額	3.7	2.5
評価性引当額の増減額	2.6	3.4
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	0.6
その他	0.9	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.6	41.4

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の37.8%から35.4%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は16,254千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(持分法損益等)

前事業年度は連結財務諸表を作成しておりますので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

店舗及び事務所の賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の金額の算定にあたっては、使用見込期間を取得から20年～30年と見積り、割引率は1.69%～2.29%を使用しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
期首残高	320,169千円	320,766千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	1,585
時の経過による調整額	6,170	6,294
資産除去債務の履行による減少額	5,574	2,156
期末残高	320,766	326,490

(賃貸等不動産関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成しておりますが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。したがって、前事業年度の記載はしていません。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。したがって、前事業年度の記載はしていません。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行なう対象となっているものであります。

当社は、国内で宗教用具に関連する事業を、地域別に戦略を立案し、東日本、西日本の地域に店舗を展開して事業活動を行なっております。

また、国内全域を対象として寺社関連の事業を行なっております。

従って、当社は地域を基礎とした「東日本」、「西日本」及び「寺社関連」の3つの報告セグメントとしております。

東日本においては、仏壇・仏具・墓石の販売やお葬式のご相談・ご紹介サービスを行なっており、西日本においては、仏壇・仏具・墓石の販売を行なっております。

また、寺社関連においては、寺院内陣の設計施工や納骨堂の販売などを行なっております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、棚卸資産の評価基準を除き、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

棚卸資産の評価については、収益性の低下に基づく簿価切り下げ前の価額で評価しております。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他	合計	調整額	財務諸表計上額
	東日本	西日本	寺社関連	計				
売上高								
外部顧客への売上高	16,175,567	4,428,842	653,294	21,257,703	379,319	21,637,023	-	21,637,023
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-	-
計	16,175,567	4,428,842	653,294	21,257,703	379,319	21,637,023	-	21,637,023
セグメント利益又は損失()	2,499,577	440,787	199,391	2,740,973	8,343	2,732,629	267,747	2,464,881
セグメント資産	8,417,903	2,731,584	468,280	11,617,767	165,399	11,783,167	5,938,949	17,722,117
その他の項目								
減価償却費	153,242	51,435	13,096	217,774	410	218,185	-	218,185
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	116,965	61,092	43,031	221,088	-	221,088	7,492	228,581

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、卸売事業であります。

2 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失()の調整額 267,747千円は、各セグメントに配分していない全社費用であります。

(2) セグメント資産の調整額5,938,949千円は、運用資金(現金及び預金)及び管理部門に係る資産等であります。

(3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額7,492千円は、主にシステム関連のソフトウェア等あります。

3 セグメント利益又は損失()は、損益計算書の営業利益と調整を行なっております。

【関連情報】

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	仏壇仏具	墓石	寺社関連	その他	合計
外部顧客への売上高	14,054,448	6,549,961	653,294	379,319	21,637,023

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。したがって、「1 関連当事者との取引」について、前事業年度の記載はしてありません。

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容又 は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	長谷川 房生	-	-	当社 代表取締役	(被所有) 直接 2.95	-	ストック・ オプション の行使	26,330	-	-
役員	井上 健一	-	-	当社 取締役副社長	(被所有) 直接 0.01	-	ストック・ オプション の行使	11,440	-	-
役員	江崎 徹	-	-	当社 取締役	(被所有) 直接 0.03	-	ストック・ オプション の行使	15,680	-	-
役員	鈴木 稔	-	-	当社 取締役	(被所有) 直接 0.15	-	ストック・ オプション の行使	18,520	-	-

(注) 1 新株予約権(ストック・オプション)の権利行使価格等については、注記事項「ストック・オプション等関係」に記載のとおりであります。

2 取締役 鈴木 稔は、平成26年1月31日に退任いたしました。

上記につきましては、退任時までの取引について記載しております。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)		当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	
1株当たり純資産額	419.52円	1株当たり純資産額	495.79円
1株当たり当期純利益金額	54.78円	1株当たり当期純利益金額	87.04円
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	54.56円	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	85.56円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額 (千円)	959,930	1,540,579
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	959,930	1,540,579
期中平均株式数 (千株)	17,522	17,698
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数 (千株)	69	305
(うち新株予約権 (千株))	(69)	(305)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成24年6月21日株主総会決議 ストックオプション(新株予約権) 普通株式 360,000株	

(重要な後発事象)

ストック・オプションとしての新株予約権の発行

当社は平成26年6月20日開催の定時株主総会において、当社の取締役・監査役及び使用人に対してストック・オプションとして新株予約権を付与することを決議しております。

なお、当該新株予約権の詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (9) スtock・オプション制度の内容」に記載のとおりであります。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	1,161,168	19,733	4,517	1,176,384	587,559	31,146	588,825
造作	2,004,879	65,296	66,993	2,003,181	1,446,687	54,370	556,494
構築物	348,668	22,877	12,841	358,704	287,996	7,753	70,707
機械及び装置	4,301	-	-	4,301	3,713	154	588
什器備品	1,320,844	86,633	73,604	1,333,873	1,063,873	44,356	269,999
土地	1,050,136	23,533	-	1,073,669	-	-	1,073,669
リース資産	65,054	-	-	65,054	55,848	10,670	9,205
建設仮勘定	2,100	250,201	249,361	2,940	-	-	2,940
有形固定資産計	5,957,153	468,275	407,318	6,018,110	3,445,679	148,451	2,572,430
無形固定資産							
ソフトウェア	21,017	2,960	-	23,977	14,960	3,218	9,016
リース資産	338,980	6,707	-	345,688	264,343	68,447	81,344
電話加入権	37,399	-	-	37,399	-	-	37,399
無形固定資産計	397,397	9,667	-	407,064	279,304	71,665	127,760
長期前払費用	249,358	24,774	25,707	248,425	42,971	9,397	205,454

- (注) 1 建設仮勘定の当期増加額のうち、主なものは、店舗移転(赤間駅前店)40,474千円、店舗改装(久留米店ほか8店)128,775千円であります。
- 2 長期前払費用の当期末残高及び償却累計額には、当期末において償却が終了したものが2,004千円含まれております。
- 3 長期前払費用の当期末残高には、非償却資産197,189千円が含まれております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区 分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	500,000	0.8	-
1年以内に返済予定の長期借入金	3,111,756	2,033,723	1.6	-
1年以内に返済予定のリース債務	136,958	109,863	2.0	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	3,212,281	1,478,868	1.5	平成27年4月1日 から 平成29年10月31日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	294,264	190,509	2.1	平成27年4月1日 から 平成30年9月30日
合計	6,755,259	4,312,964	-	-

(注) 1 平均利率については、借入金等の期中平均残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	1,024,398	394,470	60,000	-
リース債務	76,465	73,152	40,482	409

【引当金明細表】

区 分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額		当期末残高 (千円)
			目的使用 (千円)	その他 (千円)	
貸倒引当金	1,054,373	1,056,220	2,605	1,051,768	1,056,220
賞与引当金	222,000	250,000	222,000	-	250,000
販売促進引当金	9,400	-	6,700	2,700	-
役員退職慰労引当金	349,429	19,087	8,882	-	359,634

(注) 1 貸倒引当金の当期減少額の「その他」欄の金額は、洗替えによる戻入れ及び回収による取崩しであります。

2 販売促進引当金の当期減少額の「その他」欄の金額は、金額に重要性がなくなったことによる取崩額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ 現金及び預金

区 分	金 額 (千円)
現 金	37,001
預 金	
当座預金	846,732
普通預金	1,415,091
定期預金	140,000
積立預金	12,000
別段預金	18,036
計	2,431,859
合 計	2,468,860

ロ 受取手形

相手先別内訳

相 手 先	金 額 (千円)
(株)中原三法堂	10,339
浜屋(株)	8,270
(株)太田屋	1,836
(有)木村仏具店	1,800
(株)シメノ	654
(有)菊池仏具店	568
計	23,468

期日別内訳

期 日 別	金 額 (千円)
平成26年 4月	12,185
5月	5,405
6月	5,033
7月	843
計	23,468

八 売掛金
相手先別内訳

区 分		主な相手先及び金額					
	(千円)		(千円)		(千円)		(千円)
小 売							
クレジット	482,955	九州カード(株)	208,776	(株)福岡銀行	110,366	三菱UFJニコス(株)	80,613
提携	114,471	全国農業協同組合連 合会 埼玉県本部	44,263	津久井郡農業協同 組合	10,490	県央愛川農業協同組 合	2,549
一般顧客	42,369						
小計	639,796						
卸 売	96,339	(株)保志	66,024	丸喜(株)	5,245	(株)中原三法堂	4,291
受託販売	118,195	(宗)伝燈院	85,500	(宗)宗三寺	32,695	-	-
計	854,331						

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
585,017	22,718,874	22,449,560	854,331	96.3	11.5

(注) 上記金額には消費税等が含まれております。

二 商品

区 分	金 額 (千円)
仏 壇	1,252,741
仏 具	1,158,518
墓 石	188,591
計	2,599,850

固定資産

イ 営業保証金

区 分	金 額 (千円)
(宗) 六高山 信隆寺(建墓権)	331,695
(株)大友石材工業(建墓権)	294,328
(宗) 立正寺(建墓権)	281,293
(宗) 經王寺(建墓権)	220,765
(宗) 伝燈院(販売保証)	213,300
その他((宗) 浄観寺(建墓権)ほか)	4,392,706
計	5,734,088

□ 差入保証金

区 分	金 額 (千円)
店舗賃借保証金	1,081,515
事務所賃借保証金	80,368
建設協力金	31,968
その他(社宅・寮賃借保証金ほか)	374,031
計	1,567,883

流動負債
買掛金

相 手 先	金 額 (千円)
(株)ナイガイトレーディング	138,873
富田石材工業(株)	45,082
(株)小野屋漆器店	41,063
(株)はせがわ美術工芸	40,604
(株)もがみ	26,439
(株)本保	26,221
(株)井比石材工業	24,615
その他(株)中島晴薫堂ほか)	494,901
計	837,799

固定負債
長期借入金

相 手 先	金 額 (千円)
(株)福岡銀行	748,560 (367,470)
(株)西日本シティ銀行	631,400 (362,200)
(株)みずほ銀行	589,000 (422,100)
(株)三菱東京UFJ銀行	532,000 (218,000)
(株)三井住友銀行	420,869 (222,517)
三菱UFJ信託銀行(株)	275,500 (208,500)
(株)筑邦銀行	100,400 (66,800)
その他(株)佐賀銀行ほか)	214,862 (166,136)
計	3,512,591 (2,033,723)

(注) ()内は内数であり、1年以内の返済予定額につき、貸借対照表の流動負債の部に計上しております。

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	-	10,172,718	14,682,270	21,637,023
税引前四半期(当期)純利益金額(千円)	-	1,130,372	1,358,798	2,626,975
四半期(当期)純利益金額(千円)	-	751,723	850,009	1,540,579
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	42.67	48.13	87.04

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	-	43.88	5.53	38.75

当社は、平成25年9月1日付で、連結子会社であった株式会社はせがわ美術工芸の発行済株式の70%を譲渡し、連結子会社が存在しなくなったため、第2四半期及び第3四半期並びに当連結会計年度については(四半期)連結財務諸表を作成しておりません。

なお、第1四半期の四半期連結情報等は以下のとおりであります。

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	4,324,186	-	-	-
税金等調整前四半期(当期)純損失()金額(千円)	19,355	-	-	-
四半期(当期)純損失()金額(千円)	34,312	-	-	-
1株当たり四半期(当期)純損失()金額(円)	1.95	-	-	-

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失()金額(円)	1.95	-	-	-

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 東京都千代田区大手町二丁目6番2号(日本ビル4階) 東京証券代行株式会社 本店 (特別口座) 東京都千代田区大手町二丁目6番2号(日本ビル4階) 東京証券代行株式会社 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行なう。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行なう。 公告掲載URL http://www.hasegawa.jp/ir/
株主に対する特典	毎年9月30日現在の当社株主名簿に記載または記録された当社株式を1単元(100株)以上保有する株主に対して、1,500円相当の当社創業の地である福岡を中心とした九州にゆかりのある企業の商品や地域特産品を贈呈。

(注) 単元未満株式についての権利

当社定款には、次のことを定めております。

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 4 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第47期)(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)平成25年6月21日 福岡財務支局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成25年6月21日 福岡財務支局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

(第48期第1四半期)(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)平成25年8月13日 福岡財務支局長に提出

(第48期第2四半期)(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)平成25年11月14日 福岡財務支局長に提出

(第48期第3四半期)(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)平成26年2月14日 福岡財務支局長に提出

(4) 臨時報告書

平成25年6月25日 福岡財務支局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

平成25年6月25日 福岡財務支局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権の発行)に基づく臨時報告書であります。

平成26年3月28日 福岡財務支局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書であります。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

平成25年7月2日 福岡財務支局長に提出

平成25年6月25日提出の臨時報告書(新株予約権の発行)に係る訂正報告書であります。

平成25年7月9日 福岡財務支局長に提出

平成25年6月25日提出の臨時報告書(株主総会における議決権行使の結果)に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年 6月20日

株式会社 は せ が わ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青 野 弘 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野 澤 啓 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社はせがわの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社はせがわの平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社はせがわの平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社はせがわが平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。